

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
報 告 書

令 和 5 年 1 2 月 定 例 会
春 日 部 市 議 会
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会における審査の経過と結果について

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長

小久保 博 史

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会は、令和4年第2回（5月）臨時会において、新型コロナウイルス感染拡大による市民生活及び地域経済への影響及び対策に関する調査・検証を目的として設置され、「①新型コロナウイルス感染症対策に関する情報の収集及び提供について、②新型コロナウイルス感染症対策に関する市執行部への要請及び提言について、③その他新型コロナウイルス感染症対策に関することについて」の3つの調査項目が付託されました。

以下、審査した経過と結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置経過について
2. 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の開催状況について
3. 付託案件に関する調査結果と参考意見について
4. まとめ

1. 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置経過について

(1) 設置目的

新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、ワクチン接種や各種支援などを行いましたが、依然として収束の見通しが見えない状況の中で、新型コロナウイルス感染拡大による市民生活及び地域経済への影響及び対策に関する調査・検証を目的として設置しました。

(2) 設置期間

令和4年5月11日から概ね2年間

(3) 委員構成

委員は9人とし、自民・無所属の会3人、次世代 かすかべ！2人、公明党2人、日本共産党1人、立憲民主党1人としました。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員

委員長	小久保 博 史
副委員長	河 井 美 久 (令和4年12月16日まで)
副委員長	山 口 剛 一 (令和5年 1月19日から)
委 員	永 田 飛 凰
同	並 木 敏 恵
同	石 川 友 和
同	奥 沢 裕 介
同	大 里 昇
同	荒 木 洋 美 (令和5年 5月26日まで)
同	木 村 圭 一 (令和5年 5月26日から)
同	栗 原 信 司

2. 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の開催状況について

開 催 日	会 議 名	審 議 事 項
R4. 5. 11	第 1 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の互選について ・閉会中の特定事件について
R4. 5. 11	第 2 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本特別委員会の進め方について ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
R4. 5. 17	第 3 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る要望等について ・令和 4 年 6 月春日部市議会定例会の対応内容について
R4. 6. 13	第 4 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・要望に対する市執行部からの回答について ・閉会中の特定事件について
R4. 8. 8	第 5 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部からの報告について ・令和 4 年 9 月春日部市議会定例会の対応内容について ・新型コロナウイルス感染症対策の要望・提言について
R4. 9. 8	第 6 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・要望に対する市執行部からの回答について ・閉会中の特定事件について
R4. 10. 11	第 7 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について
R4. 11. 17	第 8 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年 12 月春日部市議会定例会の対応内容について ・要望に対する市執行部からの回答について
R4. 12. 7	第 9 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・閉会中の特定事件について
R5. 1. 19	第 10 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・副委員長の互選について
R5. 2. 7	第 11 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年 3 月春日部市議会定例会の対応内容について

開催日	会議名	審議事項
R5. 2. 17	第 12 回特別委員会	・新型コロナウイルス感染症対策について
R5. 2. 27	第 13 回特別委員会	・新型コロナウイルス感染症対策について ・中間報告書（案）について
R5. 3. 6	第 14 回特別委員会	・中間報告書（案）について ・閉会中の特定事件について
R5. 4. 28	第 15 回特別委員会	・新型コロナウイルス 5 類引き下げ後の市の 対応などについて ・令和 5 年 6 月春日都市議会定例会の対応内 容について
R5. 6. 12	第 16 回特別委員会	・閉会中の特定事件について
R5. 8. 9	第 17 回特別委員会	・令和 5 年 9 月春日都市議会定例会の対応内 容について ・その他について
R5. 8. 31	第 18 回特別委員会	・今後の特別委員会の運営について ・執行部からの報告について
R5. 9. 12	第 19 回特別委員会	・執行部からの報告について ・閉会中の特定事件について
R5. 10. 16	第 20 回特別委員会	・「春日市長の給料の額の特例に関する條 例の一部改正について」に対する附帯決議 に関する状況について
R5. 11. 16	第 21 回特別委員会	・令和 5 年 12 月春日都市議会定例会の対応 内容について ・その他について
R5. 11. 30	第 22 回特別委員会	・最終報告書（案）について
R5. 12. 11	第 23 回特別委員会	・最終報告書（案）について

3. 付託案件に関する調査結果と参考意見について

この新型コロナウイルス感染症対策特別委員会には、「①新型コロナウイルス感染症対策に関する情報の収集及び提供について、②新型コロナウイルス感染症対策に関する市執行部への要請及び提言について、③その他新型コロナウイルス感染症対策に関することについて」が付託されました。

以下は、本特別委員会において協議を行った各調査結果と主な参考意見を集約したものです。

第1回特別委員会

令和4年5月11日に第1回特別委員会を開催しました。この特別委員会は、令和4年5月臨時会において、新型コロナウイルス感染拡大による市民生活及び地域経済への影響及び対策に関する調査・検証を目的とし、前特別委員会に継続して設置されたものです。今後、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報の収集及び提供、新型コロナウイルス感染症対策に関する市執行部への要請及び提言、その他新型コロナウイルス感染症対策に関することについて審議していきます。

[委員長、副委員長の互選について]

本会議で選任された委員の中から委員長及び副委員長の互選を行いました。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第2回特別委員会

令和4年5月11日に第2回特別委員会を開催しました。

[本特別委員会の進め方について]

本委員会における今後の進め方について、協議を行いました。

[新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について]

国において、「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が取りまとめられ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充されたため、市議会としても臨時交付金の活用・方向性等について、執行部に対する要望、提言を取りまとめることになりました。

次回は、本日の内容を踏まえ、要望や提言に向けた意見交換を行うこととなりました。

第3回特別委員会

令和4年5月17日に第3回特別委員会を開催しました。

[新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る要望等について]

コロナ禍における原油価格・物価高騰等により、市民生活に大きな影響が及んでいる

中、執行部において、臨時交付金を有効に活用していただくため、議会として、市長に対して、要望・提言を行うことを確認し、その内容について意見交換を行いました。

各意見を踏まえ、要望書（案）を作成し、議会からの要望書を提出することで一致しました。

《主な意見》

- ・プレミアム率のアップや発行額を上乗せしたプレミアム商品券等を発行すること。
- ・物価高騰に伴う学校給食費に対する保護者負担を軽減すること。
- ・子育て世帯や生活困窮者に対する市独自の支援を行うこと。
- ・原油価格・物価高騰による負担軽減を図るため、経営支援を行うこと。
- ・飲食業、理・美容業、クリーニング業などに対する事業継続支援を行うこと。

[令和4年6月春日部市議会定例会の対応内容について]

令和4年6月定例会の対応内容について、感染防止対策などの対応について協議しました。

《主な意見》

- ・質疑、質問することは、議員にとって大事な仕事であるため、質疑時間は元に戻してもらいたい。
- ・3月議会の状況とあまり変わっていないので、3月議会の対応を継続したほうがよい。
- ・厚生福祉委員会はすごく密のため、時間の制限よりも会場確保が先だと思う。

第4回特別委員会

令和4年6月13日に第4回特別委員会を開催しました。

[要望に対する市執行部からの回答について]

令和4年5月20日に市長に提出した、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望」について、書面による回答があり、委員あて配付しました。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第5回特別委員会

令和4年8月8日に第5回特別委員会を開催しました。

[執行部からの報告について]

新型コロナウイルス感染症再拡大に伴う市の対応について、報告がありました。

[令和4年9月春日部市議会定例会の対応内容について]

令和4年9月定例会の対応について、感染防止対策などの対応を協議しました。

《主な意見》

- ・マスク着用、換気をすれば、出席調整をする必要はないと思う。

- ・厚生福祉委員会の会場は、執行部の職員が多いので、議場がよいと思う。
- ・社会活動の制限をしないという国の方針の下で、質疑時間だけを半分にするということは納得いかない。

[新型コロナウイルス感染症対策の要望・提言について]

全国の1日あたりの新規感染者数が20万人を超えるなど感染拡大が続いているため、新型コロナウイルス感染症対策の要望・提言について、協議を行いました。

各意見を踏まえ、要望書（案）を作成し、議会からの要望書を提出することで一致しました。

《主な意見》

- ・受験生など接種対象を拡大し、ワクチン接種を10月以降も継続し実施すること。
- ・少しでも待ち時間を減らすため発熱外来窓口を拡充すること。
- ・家庭内感染防止の強化として市独自で電話相談開設すること。
- ・自宅療養者激増のため、市独自の更なる自宅療養者へ支援をすること。
- ・本市においても、重症患者数や空きベッド数等、医療機関のひっ迫の様子をあえて情報公開することによって、市民の行動制限を促すこと。
- ・影響が長引く、市内飲食業等の市内事業者への市独自の支援について検討すること。
- ・市職員の時差通勤、テレワーク等を推進すること。
- ・PCR検査体制を強化すること。

第6回特別委員会

令和4年9月8日に第6回特別委員会を開催しました。

[要望に対する市執行部からの回答について]

令和4年8月10日に市長に提出した、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要望」について、書面による回答があり、委員あて配付しました。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第7回特別委員会

令和4年10月11日に第7回特別委員会を開催しました。

[新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について]

国において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設され、本市においても、継続的な感染症拡大防止対策と社会経済活動の両立を図る必要があるため、臨時交付金を有効に活用していただくよう、要望、提言について協議を行いました。

各意見を踏まえ、要望書（案）を作成し、議会からの要望書を提出することで一致しました。

《主な意見》

- ・住民税非課税世帯等に対する緊急支援対象世帯の対象外となった住民税均等割のみ課税世帯に対し支援すること。
- ・物価高騰に対する子育て支援として、小・中学生の学校給食費等を一定期間、無料とすること。
- ・市独自のマイナポイント付与することにより、消費を下支えしつつ、マイナンバーカードの普及促進を図ること。
- ・医療機関、介護施設、障がい者福祉施設、保育所、幼稚園等に対する燃料費及び食料費等の価格高騰分の支援を行うこと。
- ・中小企業、農家、タクシー・バス事業者、ごみ収集業者などへの、ガソリン高騰の影響分について支援すること。

第8回特別委員会

令和4年11月17日に第8回特別委員会を開催しました。

[令和4年12月春日部市議会定例会の対応内容について]

令和4年12月定例会の対応について、感染防止対策などの対応を協議しました。

《主な意見》

- ・マスク着用については、アクリル板を設置した上で、マスクを外し発言している他の議会もあるので、今後検討したほうがよい。

[要望に対する市執行部からの回答について]

令和4年10月11日に市長に提出した、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望」について、書面による回答があり、委員あて配付しました。

第9回特別委員会

令和4年12月7日に第9回特別委員会を開催しました。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第10回特別委員会

令和5年1月19日に第10回特別委員会を開催しました。

[副委員長の互選について]

副委員長の辞任により、委員の中から新たな副委員長が互選されました。

第11回特別委員会

令和5年2月7日に第11回特別委員会を開催しました。

[令和5年3月春日部市議会定例会の対応内容について]

令和5年3月定例会の対応について、感染防止対策などの対応を協議しました。

《主な意見》

- ・政府の5類への引き下げは5月8日からなので、5月8日を過ぎた6月議会からは、ある程度緩和する方向にして、3月議会は12月議会と同じ対応でよいのではないか。
- ・マスク着用と換気はしつつ、傍聴者の人数制限については、解除してもよいのではないか。

第12回特別委員会

令和5年2月17日に第12回特別委員会を開催しました。

[新型コロナウイルス感染症対策について]

国では、新型コロナウイルス感染症対策について、感染症法上の位置づけの変更などの方針が示されました。そのような中、今後の本市の新型コロナウイルス感染症対応について、執行部へ説明を求める内容を協議し、意見交換を行いました。

《主な意見》

- ・3月13日以降のマスクの着用について
- ・5類への引き下げ内容について
- ・本市の現在の感染状況について
- ・本市の現在の対応状況について
- ・引き下げ後の本市の対応について

第13回特別委員会

令和5年2月27日に第13回特別委員会を開催しました。

[新型コロナウイルス感染症対策について]

感染法上の位置づけの変更等に伴う、これから市の対応などについて、執行部からの説明が行われました。その後、意見交換を行い、3月13日以降の議会におけるマスク着用については、各派代表者会議で協議することになりました。

《主な意見》

- ・3月13日以降のマスクの着用について、議会においても、国の方針どおり個人の判断に委ねたほうがよいのではないか。
- ・3月定例会におけるマスク着用については、議会運営委員会において決定し、本会議で報告したことなので、市議会のルールとして今定例会は継続したほうがよいのではないか。

[中間報告書（案）について]

これまでの議論を集約した「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告書

（案）」について説明がされ、各自持ち帰りの上、確認し、次回の委員会において修正の必要な箇所等を報告してもらうことになりました。

第14回特別委員会

令和5年3月6日に第14回特別委員会を開催しました。

[中間報告書（案）について]

「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告書（案）」について、意見等を求めたところ、意見等はなく了承され、議長に報告することとなりました。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第15回特別委員会

令和5年4月28日に第15回特別委員会を開催しました。

[新型コロナウイルス5類引き下げ後の市の対応などについて]

執行部から、新型コロナウイルス5類引き下げ後の市の対応などについて、報告がありました。

《主な意見》

- ・5類引き下げ後の対応について、大人は緩和しているので、子どもについても大人と同じ基準にしてもらいたい。

[令和5年6月春日部市議会定例会の対応内容について]

令和5年6月定例会の対応について、感染防止対策などの対応を協議しました。

《主な意見》

- ・マスクの着用については、議長が許可したという形で任意でよい。
- ・扉を開けた換気については、傍聴席のところから雑音が入ってくると集中力が欠けてしまうので、閉めたほうがよい。
- ・執行部の出席調整については、コロナ前に戻してもいいのではないか。
- ・厚生福祉委員会の会場については、広さを考慮し、議場で継続したほうがよい。
- ・議場へのマイボトルの持ち込みについては、継続したほうがよい。

第16回特別委員会

令和5年6月12日に第16回特別委員会を開催しました。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第17回特別委員会

令和5年8月9日に第17回特別委員会を開催しました。

[令和5年9月春日部市議会定例会の対応内容について]

令和5年9月定例会の対応について、感染防止対策などの対応を協議しました。

《主な意見》

- ・令和5年6月定例会と同様でよいと思う。

[その他について]

委員長から、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類に変更された状況の中、本特別委員会の継続について、各会派に持ち帰って検討してもらいたいとの提案があり、次回以降、協議を行うことが了承されました。

第18回特別委員会

令和5年8月31日に第18回特別委員会を開催しました。

[今後の特別委員会の運営について]

今後の特別委員会の運営について、対応を協議しました。様々な意見から、今後も協議していくこととなりました。

《主な意見》

- ・「「春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について」に対する附帯決議」において、令和5年11月6日までに議会と市長との話し合いの場を必ず設け、給料減額期間の延長または終了の判断とすることというのが明記されているので、この委員会を閉じるとなると、それ以降ではないか。
- ・市長給料の関係について決着がつくということが、委員会を閉じるタイミングではないか。
- ・現在、感染者が微妙に増えていると思うので、委員会を閉じるのは、時期尚早という感じがする。

[執行部からの報告について]

執行部から、「春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について」に対する附帯決議に関する状況について、報告がありました。

《主な意見》

- ・発端は、市長の公約であるが、市の施策として行っている以上、春日部市として、withコロナの生活様式がどういうふうに変わって、定着してきたという定義をしてもらいたい。
- ・市内経済の回復というのであれば、市独自のアンケートを行うべきではないか。
- ・市長の給料を元に戻すということは、コロナの収束宣言をしたのと同じくらい重みがあると思う。
- ・附帯決議の中では、議会との協議というのが、議会側で決議したものがあるので、特別委員会として、どうなったら終わるのかスタンスの確認が必要ではないか。
- ・報告書の内容が、市内の商工業の状況について、安定していないと見えるので、納

得できる資料を持ってきていただきたい。

第19回特別委員会

令和5年9月12日に第19回特別委員会を開催しました。

[執行部からの報告について]

執行部から、「春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について」に対する附帯決議に関する状況について、報告がありました。

《主な意見》

- ・前回の報告と比べ、市内経済についての表現が増えたことについては、評価したい。
- ・春日部市として独自に設けた基準なのだから、自分たちがその基準を満たしましたという主体的なデータや見解を示すべきではないか。
- ・市内経済が安定している状況というのは、どういうことを指しているのか定義付けをきちんとしていただきたい。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第20回特別委員会

令和5年10月16日に第20回特別委員会を開催しました。

[「春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について」に対する附帯決議に関する状況について]

執行部から、「春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について」に対する附帯決議に関する状況について、報告がありました。

《主な意見》

- ・市内経済について、市内の事業者が通常の事業活動を営めている状況というのは、どういうことを指しているのか、定量性の情報で裏付ける必要があると思う。
- ・w i t h コロナの生活様式が構築されていることや、医療体制が安定して円滑に運営されている、市内経済が落ち着いている、この3つのことについては、ほぼ説明はついていると思うが、事業者の皆さんに営業状況などを直接伺うような姿勢があったほうがよかったと思う。
- ・今、コロナの影響があるのかどうなのかも含めてアンケート調査をしてもよいのではないか。
- ・コロナの影響がないと判断をして、市長も給料を戻そうというのであれば、しっかりと広報とかホームページで市民に示していく必要があると思う。

第21回特別委員会

令和5年11月16日に第21回特別委員会を開催しました。

〔令和5年12月春日部市議会定例会の対応内容について〕

令和5年12月定例会の対応について、感染防止対策などの対応を協議しました。

《主な意見》

- ・マスクの着用については、インフルエンザが流行っていて、予防効果がどれだけあるか分からぬが、令和5年9月定例会と同様でよいと思う。

〔その他について〕

新型コロナウイルス感染症も5類に移行し、日常生活や経済活動もコロナ以前の状態に戻りつつある中、この特別委員会については、設置目的を達成したことから、特別委員会としての審査を終了する協議を行い、了承されました。

第22回特別委員会

令和5年11月30日に第22回特別委員会を開催しました。

〔最終報告書（案）について〕

これまでの議論を集約した「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告書（案）」について説明がされ、各自持ち帰りの上、確認し、次回の委員会において修正の必要な箇所等を報告してもらうことになりました。

第23回特別委員会

令和5年12月11日に第23回特別委員会を開催しました。

〔最終報告書（案）について〕

「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告書（案）」について、意見等を求めたところ、意見等はなく了承され、議長に報告することとなりました。

4. まとめ

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会は、令和4年5月の設置後、新型コロナウイルス感染拡大による市民生活及び地域経済への影響及び対策に関する調査・検証を目的に、1年8か月にわたり協議を行ってきました。

この間、新型コロナウイルスの感染対策について、執行部から説明を受けるなどして情報を収集するとともに、市執行部への要望・提言について協議を行い、市長に対し、要望書を3回提出しました。

当委員会の設置から概ね1年8か月が経過し、新型コロナウイルス感染症も2類相当から5類に移行され、日常生活もコロナ前に戻りつつあります。引き続き、感染対策や物価高騰対策などは必要ではありますが、この特別委員会については、設置目的を達成したことから、期間を前倒しして特別委員会としての審査を終了します。

今後も、市民の生命と暮らしを守るため、市長をはじめ、執行部には新型コロナウイルス感染症対策だけでなく、感染症全般に万全を期していただくよう要望し、最終報告とします。

各種関係資料等

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について
(令和4年5月20日提出分) [16ページ]
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について(回答) [17ページ]
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要望について
(令和4年8月10日提出分) [20ページ]
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要望について
(回答) [21ページ]
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について
(令和4年10月11日提出分) [26ページ]
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について(回答) [27ページ]
- 新型コロナウイルス5類引き下げ後の市の対応などについて [32ページ]
- 「春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について」に対する附帯決議に関する状況について
(令和5年8月31日報告分) [48ページ]
- 「春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について」に対する附帯決議に関する状況について
(令和5年9月12日報告分) [56ページ]
- 「春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について」に対する附帯決議に関する状況について
(令和5年10月16日報告分) [66ページ]



春議発第136号
令和4年5月20日

春日部市長 岩谷 一弘 様

春日部市議會議長 鬼丸 裕史



新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について

国においては、長引くコロナ禍において地方公共団体が、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の創設が示されたところです。

本市においても、新規陽性者数の高い状態が続いている、さらには原油高・物価高騰等により、市民生活に大きな影響が及んでいます。

このような状況の中、執行部におかれましては、このたびの臨時交付金を有効に活用し、下記の事項について、積極的に取り組まれることを要望いたします。

記

1 生活者支援に関する事業について

- ・地域経済の活性化と生活支援を目的とした、プレミアム率をアップあるいは発行額を上乗せしたプレミアム商品券（タクシー利用可）等の発行
- ・栄養バランスや量を保った給食を提供できるように、物価高騰に伴う学校給食費に対する保護者負担の軽減
- ・物価高騰による負担軽減を図るため、ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯や生活困窮者に対する市独自の支援

2 事業者支援に関する事業について

- ・原油価格・物価高騰による燃料費や仕入れ価格高騰の負担軽減に資する経営支援
- ・飲食業、理・美容業、クリーニング業などの事業者に対するビジネスサポート応援給付金などの事業継続支援



春政収第150号

令和4年6月8日

春日部市議会議長 鬼丸 裕史 様

春日部市長 岩谷 一弘



新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について（回答）

日頃より、議員の皆様には、市政運営に対しまして格段のご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として感染者の発生が続いております状況を重く受け止め、その動向や対応策に関しまして情報収集に努めつつ、適切に事業を実施しているところでございます。

ご要望いただきました事業に関しましては、これまでの本市の取組や、現在の本市を取り巻く状況等を十分に考慮させていただき、引き続き、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、さまざまな対策を実行してまいります。

今後とも、ご協力を賜りますようお願いし、回答とさせていただきます。

【問合せ先】

春日部市役所 政策課 企画調整担当

電話：048-736-1111（内線 2114・2115）

春日部市議会 様

新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金に関する要望

回 答 書



春日部市

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について

No.	要望内容	事業名	事業概要・回答
1 生活者支援に関する事業について			
1-1	地域経済の活性化と生活支援を目的とした、プレミアム率をアップあるいは発行額を上乗せしたプレミアム商品券(タクシー利用可)等の発行	プレミアム付商品券発行事業	プレミアム率のアップや増冊などの予算の増額を伴う変更は、国により承認された縁越事業のため、活用できません。なお、タクシーの利用については、委託事業者である春日部市プレミアム付商品券発行事業実行委員会を通じて加盟店登録を促してまいります。
1-2	栄養バランスや量を保った給食を提供できるように、物価高騰に伴う学校給食費に対する保護者負担の軽減	小学校給食運営事業 中学校給食運営事業 給食センター運営事業	物価高騰前と同じ内容のメニューを提供できるように、値上がり相当分について、保護者に負担させることなく、市が負担することを検討しております。
1-3	物価高騰による負担軽減を図るため、ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯や生活困窮者に対する市独自の支援	①ー ②敬老会開催事業	<p>①現在実施している、国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象とならない世帯のうち、令和4年度住民税均等割のみ課税されている世帯を対象とした支援を検討しております。</p> <p>②敬老会中止のお知らせと併せて、市内の店舗で使用できる使用期限付き商品券を対象者(75歳以上の約40,000人)に支給することを検討しております。</p>
2 事業者支援に関する事業について			
2-1	原油価格・物価高騰による燃料費や仕入れ価格高騰の負担軽減に資する経営支援	-	原油価格・物価高騰や新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、売上が減少している事業者を支援する施策を検討しております。
2-2	飲食業、理・美容業、クリーニング業などの事業者に対するビジネスサポート応援給付金などの事業継続支援	-	コロナ禍における原油価格等の高騰による影響を受けた施設園芸等の農業経営者に対し、燃料費の負担軽減を図るため、使用量に応じた支援を検討しております。
		-	飲食業、理・美容業、クリーニング業などの事業者を含め、コロナ禍で売上が減少している事業者を支援する施策を検討しております。
		-	水稻経営次期作支援として、米生産の農業経営者を対象に米の生産調整にかかる生産目標の作付面積等に応じて、次期(次年度)作付に必要な米の種苗費用の支援を検討しております。

写

春議発第297号
令和4年8月10日

春日部市長 岩谷 一弘 様

春日部市議会議長 鬼丸 裕史



新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要望について

新型コロナウイルス感染症については、より感染力の強いオミクロン株の新系統「B A. 5」への置き換わりが進んだ影響により、「第7波」に入ったと言われ、全国の1日あたりの新規感染者数が20万人を超えるなど感染拡大が続いている。

本市においても、新規感染者数が急速に増加しており、その影響が懸念されるところです。

このような状況の中、執行部におかれましては、下記の事項について、市民の生命と暮らしを守るため、積極的に取り組まれることを要望いたします。

記

1 感染拡大に対する医療・検査体制について

- ・発熱外来については、医師会と連携し、少しでも待ち時間を減らすため窓口を拡充するとともに、お盆期間・土日の受診体制を確立すること。また、すぐにPCR検査を受けられるよう検査体制を強化すること。
- ・市立医療センターにおける対応病床を拡充するとともに、救急患者の受入体制を確保すること。

2 自宅療養者等への対応について

- ・自宅療養者等に対しては、保健所としっかりと連携するとともに、買い物支援など市独自の更なる支援を行うほか、電話相談窓口の設置など、相談体制をより一層強化すること。

3 ワクチンの接種促進について

- ・ワクチンの無料接種については、引き続き接種希望者に対して迅速に接種するとともに、接種対象者を拡大し10月以降も継続し実施すること。
- ・ワクチン接種の重要性（メリット・デメリットを含む）を広報等で、より一層周知すること。

4 その他

- ・影響が長引く飲食業等の市内事業者への市独自の支援について検討すること。
- ・市職員の感染者が増加していることから、時差出勤、テレワーク等を推進するとともに、業務継続計画を明確にすること。
- ・市内重症患者数や空ベッド数等についての情報を公開することによって、医療機関ひっ迫の状況を伝え、市民の危機意識の共有を図ること。



春政収第288号
令和4年9月1日

春日部市議會議長 鬼丸 裕史 様

春日部市長 岩谷 一弘



新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要望について（回答）

日頃より、議員の皆様には、市政運営に対しまして格段のご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては第7波による急速な感染拡大に歯止めがかかるない状況であり、市民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に、情報収集や関係機関との連携に努めつつ、その対応を全力で進めているところでございます。

ご要望をいただきました事業に関しましては、これまでの本市の取組や、現在の本市を取り巻く状況等を十分に考慮させていただき、引き続き、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、さまざまな対策を実行してまいります。

今後とも、ご協力を賜りますようお願いし、回答とさせていただきます。

【問合せ先】

春日部市役所 政策課 企画調整担当

電話：048-736-1111（内線 2114・2115）

春日部市議会 様

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要望

回 答 書



春日部市

新型コロナウィルス感染拡大に伴う緊急要望について

No.	要望内容	事業名	事業概要・回答
1	感染拡大に対する医療・検査体制について	(健康保険部 健康課)	<p>発熱外来については、受診希望者の増大を受け、8月中の土日やお盆期間中においては、通常の埼玉県指定診療・検査医療機関の体制に加えて、市内において延べで20以上の医療機関におきまして、特別な診療・検査体制を整えています。</p> <p>なお、市では50歳未満の有症者又は濃厚接触者を対象に、抗原検査キットを無料で配布し、自己検査の結果黒陽性となり診療や処方を要しない場合は、医療機関を受診するなどなく、埼玉県の検査確定診断登録窓口(県電子申請)を利用していくにようご案内しています。</p>
1-1	発熱外来については、医師会と連携し、少しでも待ち時間を見減らすため窓口を拡充するとともに、お盆期間・土日の受診体制を確立すること。また、すぐにPCR検査を受けられるよう検査体制を強化すること。	(市立医療センター事務部 医事課)	<p>第7波における発熱外来では、患者の急増に伴い、受入体制を大幅に増強し、一日に100件を超える診療に応じているところです。また、任意のPCR検査等で陽性となった患者には、県による検査確定手続きを案内し、発熱外来の窓口の混雑緩和を図るなどの対応を行い、受診を希望する方への診察の機会を確保しています。</p>
1-2	市立医療センターにおける対応病床を拡充するとともに、救急患者の受入体制を確保すること。	(市立医療センター事務部 医事課)	<p>対応病床につきましては、埼玉県との協議によりフェーズ毎に決められた病床数を医療機関が確保しています。当センターにおきましては、この協議に従い、今般の第7波における確保病床数を、感染拡大前の5床から26床に拡充したところです。なお、当センターでは、新規陽性者が急増している状況を踏まえ、県によるフェーズ引上げの移行日7月25日を前倒しし、7月14日には26床の病床を確保し、受入体制を整えたところです。</p>
2	自宅療養者等への対応について	(新型インフルエンザ等対策事業 健康保険部 健康課)	<p>自宅療養者については、埼玉県との連携事業としてハルスオキシメーター貸与及び配食サービスを行っています。配食サービスについては、1日100件を超えることもあり、速やかに応じているようあらかじめ準備をしていること、より多くの方に満足いただけるよう用品を加えるなど工夫を図っているところです。相談体制については、受診や療養期間など多岐にわたる質問に対し、相談者の不安な心情に寄り添った丁寧な対応を心掛け、引き続き必要な情報提供と専門窓口への紹介を行ってまいります。</p>
2-1	自宅療養者等に対する支援など市独自の更なる支援を行うほか、電話相談窓口の設置など、相談体制をより一層強化すること。		

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要望について

No.	要望内容	事業名	事業概要・回答
3 ワクチンの接種促進について	<p>ワクチンの無料接種については、引き続き接種希望者に対して迅速に接種するとともに、接種対象者を拡大し10月以降も継続し実施すること。</p> <p>3-1 新型コロナワイルスワクチン接種事業 (健康保険部 健康課)</p>	<p>新型コロナワイルスワクチン接種事業 (健康保険部 健康課)</p>	<p>公費負担によるワクチン接種については、予防接種法に基づいて実施されており、接種対象者や接種期間などが決められております。オミクロン株に対応したワクチンの接種体制を整えるよう国から指示されることは、接種期間の延長が示された際に速やかに対応できるよう、春日都市医師会をはじめ関係機関と調整をしております。</p>
	<p>ワクチン接種の重要性(メリット・デメリットを含む)を広報などで、より一層周知すること。</p>	<p>(総合政策部 シティセールス広報課)</p>	<p>今後も引き続き、担当部署と情報共有し、連携を図りながら、周知を行ってまいります。</p>
	<p>ワクチン接種に関する情報は、広報や市公式ホームページ、SNSの他、毎週金曜日に更新している公共施設などへのポスター掲示により周知を図っています。8月下旬には、3回目が未接種の若年層へ向けた勧奨通知を着手はがきにより送付いたします。</p>	<p>新型コロナワイルスワクチン接種事業 (健康保険部 健康課)</p>	
4 その他	<p>影響が長引く飲食業等の市内事業者への市独自の支援について検討すること。</p>	<p>プレミアム付商品券発行事業 (環境経済部 商工振興課)</p>	<p>飲食業を含む市内事業者及び市民の双方を支援するプレミアム付商品券が、令和4年8月31日(水)から使用開始になります。これにより、市内の消費が喚起され、飲食業等の市内事業者の売り上げ向上に繋がるものと考えています。また、今後については、国・県等の動向を注視しながら、必要な施策を検討してまいります。</p>
	<p>市職員の感染者が増加していることから、時差出勤、テレワーク等を推進すること。</p>	<p>(総務部 人事課)</p>	<p>引き続き時差勤務や在宅勤務、週休日振替、テレワーク等により職場の「3密」を回避する取り組みを推進してまいります。</p>
	<p>市内重症患者数や空ベッド数等についての情報を公開することによって、医療機関ひつ迫の状況を伝え、市民の危機意識の共有を図ること。</p>	<p>(健康保険部 健康課)</p>	<p>市では、新型インフルエンザ等感染症の発生時に優先的に実施する業務を明らかにするとともに、優先業務の遂行に必要な体制や環境等を定める「春日市業務継続計画(インフルエンザ編)」を策定しています。今後、感染拡大により業務を縮小するなど業務継続に影響が出る場合には、計画に基づき、市策本部において、非常時優先業務を遂行するための体制整備に向けた協議・調整を図ってまいります。</p>
	<p>市内重症患者数や空ベッド数等についての情報を公開することによって、医療機関ひつ迫の状況を伝え、市民の危機意識の共有を図ること。</p>	<p>病院運営事業 (市立医療センター事務部 医事課)</p>	<p>現在、確保病床数や入院患者数(重症、中等症、軽症)などの日々の状況については、厚生労働省及び埼玉県に報告しています。なお、当該情報の公開については、県が主体として実施しているところです。</p>

写

春議発第404号
令和4年10月11日

春日部市長 岩谷 一弘 様

春日部市議會議長 鬼丸 裕史



新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について

国においては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への対策を一層強化するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設が示されました。

本市においても、継続的な感染症拡大防止対策と社会経済活動の両立を図る必要がありますが、エネルギー・食料品等の物価高騰により、市民生活に大きな影響が及んでいます。

このような状況の中、執行部におかれましては、このたびの臨時交付金を有効に活用し、下記の事項について、積極的に取り組まれることを要望いたします。

記

1 生活者支援に関する事業について

- ・緊急支援給付金の対象外となった世帯に対する物価高騰に伴う支援
- ・小・中学生等の給食費を補助するなど物価高騰に伴う子育て世帯に対する支援
- ・市独自のマイナポイント等を活用した消費を下支えする支援

2 事業者支援に関する事業について

- ・医療・介護・高齢者・障害者施設、保育所、幼稚園等に対する物価高騰による影響分の支援
- ・市内にとって必要不可欠なインフラであるタクシー・バス事業者、ごみ収集業者等に対する物価高騰による影響分の支援
- ・中小企業や農家などに対する燃料代等高騰による影響分の支援



写

春政収第440号

令和4年11月8日

春日部市議会議長 鬼丸 裕史 様

春日市長 岩谷 一弘



新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について（回答）

日頃より、議員の皆様には、市政運営に対しまして格段のご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、第7波による新規感染者数の増加はピークを越えたと思われるものの、依然として感染拡大が懸念される状況であり、市民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に、情報収集や関係機関との連携に努めつつ、その対応を全力で進めているところでございます。

ご要望をいただきました事業に関しましては、これまでの本市の取組や、現在の本市を取り巻く状況等を十分に考慮させていただき、引き続き、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、さまざまな対策を実行してまいります。

今後とも、ご協力を賜りますようお願いし、回答とさせていただきます。

【問合せ先】

春日部市役所 政策課 企画調整担当

電話：048-736-1111（内線 2114・2115）

春日部市議会 様

新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金に関する要望

回 答 書



春日部市

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について

No.	要望内容	事業概要・回答
1 生活者支援に関する事業について	事業名	
1-1 緊急支援給付金の対象外となった世帯に対する物価高騰に伴う支援	国が実施する、住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の対象とならない世帯に対するものとしましては、令和4年度住民税均等割のみ課税されている世帯を対象とした支援を、本年度8月に実施しております。その他に、令和2年度より継続して実施している本件交付金を活用した事業において、全世帯に対する支援料金の減額やひとり親世帯に対する支援するものとしてプレミアム付商品券発行事業等、幅広い対象者を支援する事業を実施してまいりました。また、この度、子育て世帯に対する支援として、児童手当受給者に給付金を支給する、子育て世帯応援給付金(物価高騰対策)給付事業を実施します。	—
1-2 小・中学生等の給食費を補助するなど物価高騰に伴う子育て世帯に対する支援	子育て世帯応援給付金(物価高騰対策)給付事業 学校給食センター運営事業	物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するため、中学生までの児童を養育する児童手当受給者に、児童一人あたり1万円を給付するものです。対象児童26,500人。
1-3 市独自のマイナポイント等を活用した消費を下支えする支援	—	物価高騰に伴う食材の値上がり相当分(20円/1食)について、保護者に負担させるごとなく、市が負担(本件臨時交付金を活用)したことで、物価高騰前と同じ内容のメニューが提供できます。
		市独自のマイナポイント事業の実施については、国の実施するマイナンバーカード普及事業の動向を注視するとともに、市民の消費を下支えする支援策として今後の交付金活用の際検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について

No.	事業者支援に関する事業について	要望内容	事業名	事業概要・回答
2	事業者支援に関する事業について			
	介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業	介護サービス事業所等に対する支援を行ふものであります。	介護サービス事業	介護サービス事業所等に対し、光熱費等の高騰相当分の支援を行ふものであります。
	障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援事業	コロナ禍における原油価格や物価の高騰に伴い、運営経費の増加が見込まれる障害福祉サービス等事業所の高騰分に係る経費の支援を行うものであります。	障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援事業	コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金、食料品など物価高騰の影響を受けた保育施設等の事業者負担を軽減するものであります。
	保育所等物価高騰対策支援事業	コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金、食料品など物価高騰の影響を受けた保育施設等の事業者負担を軽減するものであります。	保育所等物価高騰対策支援事業	令和4年度においては、埼玉県が本件臨時交付金を活用して、県内のバス・タクシー事業者に対して、燃料費の高騰分全額に相当する額の支援金の交付を実施しています。今後も、物価高騰の状況や、県事業の動向等を注視してまいります。
		—		
2-1	医療・介護・高齢者・障害者施設、保育所、幼稚園等に対する物価高騰による影響分の支援			
2-2	市内にとつて必要不可欠なインフラであるタクシー・バス事業者、ごみ収集業者等に対する物価高騰による影響分の支援		ごみ収集運営事業	家庭から排出される可燃・不燃ごみ及び資源物等の収集・運搬について、委託契約を締結しています。ごみ収集業者との対話の中で物価高騰による影響は少なからずあると認識しています。一方で、燃料費による影響額は委託額全体の0.5%程度となっています。本業務の契約期間(令和2～4年度)が令和4年度で満了となり、令和5年度から新たな3か年の契約を予定しているため、近年の物価高騰分をしっかりと積算しているところです。なお、令和3年度補正予算として、廃棄物処理委託業務従事者支払事業(932万5千円、令和4年度継続明許費)を用いて、委託業者の作業員に対し、作業用ゴム手袋やマスク、消毒液を令和4年6月に支援しております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する要望について

No.	要望内容	事業名	事業概要・回答
2-3	中小企業や農家などに対する燃料代等高騰による影響分の支援	くらしを運ぶ事業者緊急支援事業	<p>中小企業に対する支援については、これまでにビジネスサポート応援事業など、さまざまな支援を実施していました。昨今の燃料代の高騰については、特に影響を受け、また、市民の生活と経済のライフラインとしての機能を担う運送事業者に対して支援を実施してまいります。</p> <p>支援内容としては、燃料高騰の影響を特に受けている、運送事業者に対し、給付金を支給するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車 1台あたり3万円 ・軽貨物自動車 1台あたり1万円
		ちから強い農業経営支援事業	<p>農業生産に関わる物価高騰の影響を受けた農業経営者を支援するため、農業収入に応じて給付金を支給するものです。</p>

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

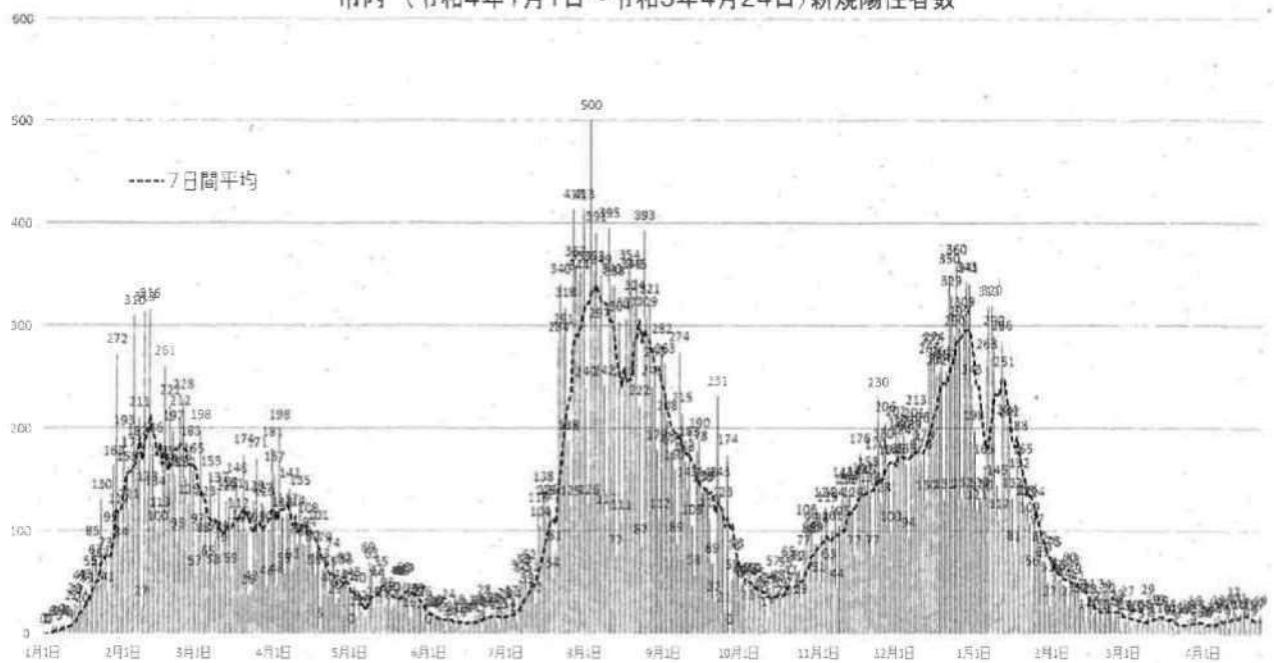
令和5年4月28日(金)

内容：「新型コロナウイルス5類引き下げ後の市の対応などについて」

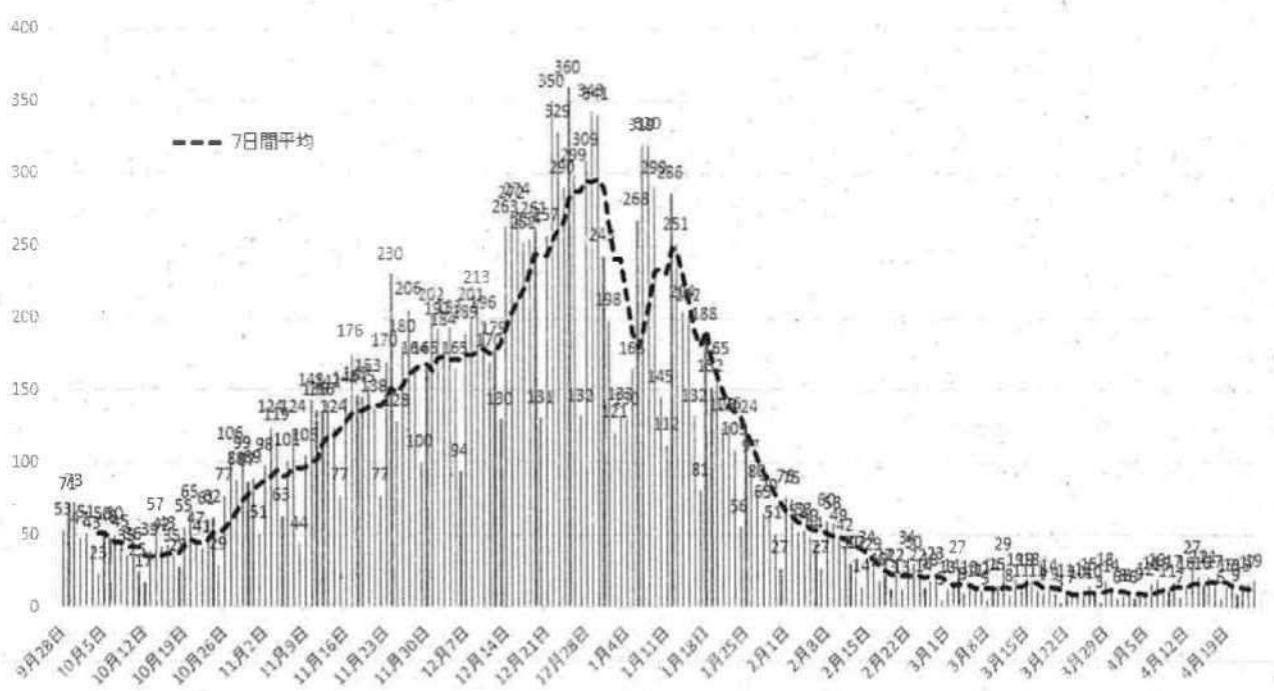
- ・市内及び職員の新型コロナウイルス感染状況
- ・5類への移行に伴う変更内容
- ・庁内対応（庁舎、人事など）
- ・イベント開催状況
- ・令和5年度ワクチン接種
- ・新型コロナウイルス対策本部の廃止及び会議の終了

出席者：総合政策部長、財務部長、総務部長、健康保険部長

市内（令和4年1月1日～令和5年4月24日）新規陽性者数



市内 令和4年9月28日～令和5年4月24日 新規陽性者数(参考値)



市職員感染者数

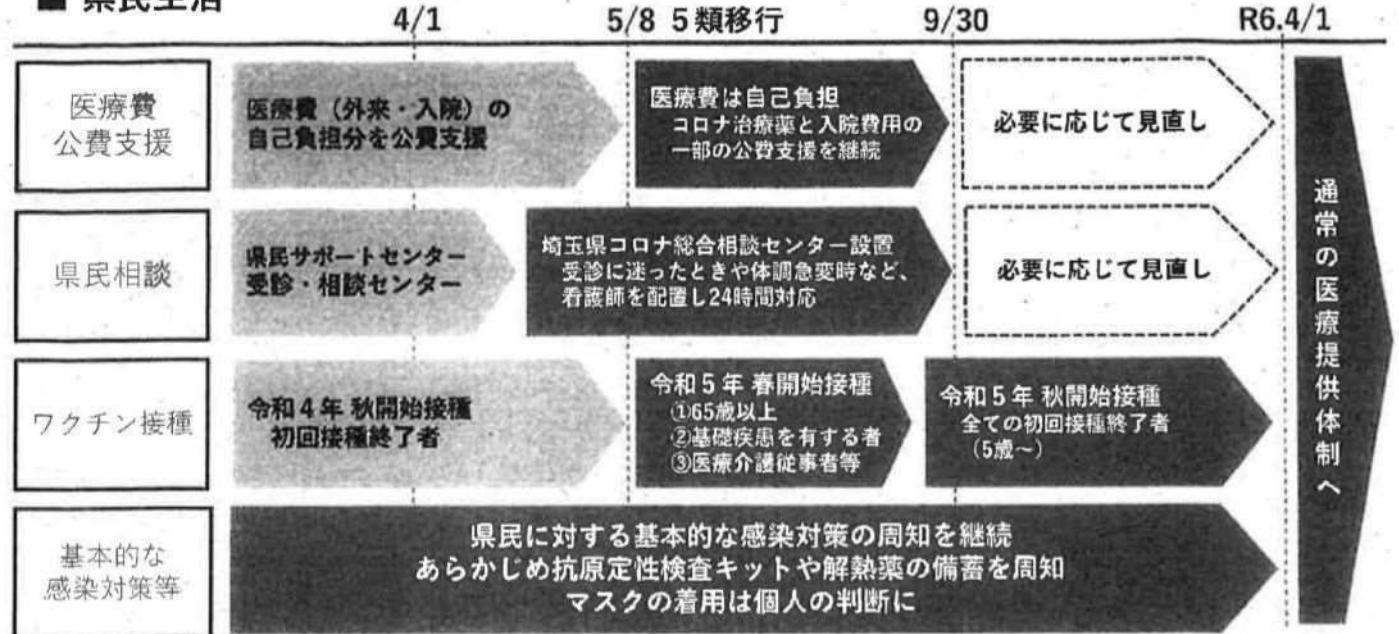
令和5年4月26日 現在

令和2年 (第1・2波)		6人	
令和3年 (第3・4・5波)		38人	
令和4年 (第6波)		126人	
(第7波)	7月	84人	小計 302人
	8月	169人	
	9月	49人	
(第8波)	10月	19人	小計 328人
	11月	81人	
	12月	128人	
令和5年 (第8波)	1月	74人	小計 328人
	2月	17人	
	3月	4人	
	4月	5人	
合 計		800人	

※全職員数：2,672人

withコロナからポストコロナへ～新型コロナ5類移行に向けたロードマップ～

■ 県民生活



県民の皆様へ～5月8日からこう変わります～

これまで

● コロナ陽性とわかったら

- ・体調悪化時に電話相談
- ・一定期間、自宅やホテルで療養、健康観察
- ・同居家族は濃厚接触者として行動制限

5月8日から

- ・体調悪化時は医療機関を受診

- ・電話相談は継続
- ・自宅療養、宿泊療養、健康観察は終了
- ・濃厚接触者の特定なし

● 医療機関にかかるとき

- ・診療・検査医療機関を公表
- ・外来・入院医療費は自己負担分を公費支援

- ・受診可能な医療機関の公表を継続

- ・原則として、自己負担あり
(コロナ治療薬と入院医療費の一部は公費支援)

● ワクチン接種（オミクロン2価）

- ・ワクチン接種は無料

- ・ワクチン接種は無料

※5/8～8/未、追加接種は、65歳以上など対象者が限定

※9月以降は、全ての方が対象

※未接種者の初回接種は、5/8以降も無料で接種可能

5類感染症移行に伴う彩の国「新しい生活様式」安心宣言等について

○ 国の方針

- ・国は、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置付ける方針
- ・これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」と、それに基づく業種別ガイドライン 及び飲食店に対する第三者認証制度は廃止

○ 現在の取組

彩の国「新しい生活様式」安心宣言



- ・令和2年5月開始
- ・具体的な感染防止の取組を宣言し、店舗の入口等に掲示
- ・業種別団体が作成した業種別の安心宣言は彩の国「新しい生活様式」評議会で認定（73団体）

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）



- ・令和3年4月開始
- ・換気の徹底など感染防止対策を県が確認し、認証
- ・現在の認証店舗数は約28,100店

○ 県の方針

- ・國の方針を踏まえ、彩の国「新しい生活様式」安心宣言の認定制度 及び
彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証制度は、令和5年5月7日をもって廃止
 - ・県は、5月8日以降、国や業界団体が提供する情報を県ホームページやSNS等で情報発信
- ※ 国や業界団体は、制度廃止後、事業者の自主的な感染対策に対し、必要な情報提供を行う等の支援予定

県民の皆様へ

新型コロナが5類になった後もウイルスがなくなるわけではありません！

体調不安や発熱などの症状がある場合は

- 外出を控え安静にし、体調悪化時は医療機関を受診しましょう
- 受診に迷ったときは、県の相談窓口にお電話を

基本的な感染防止対策の継続を

- 流行状況に気を付けながら、換気、手洗いなど基本的な感染防止対策を継続しましょう

早めのワクチン接種を

- 重症化予防のため早めにワクチン接種しましょう

新型コロナウイルス5類引き下げ後の対応（公共施設の対応・イベント開催を除く）

番号	対応内容	回答課 (内線)
1	換気及び消毒を呼びかける庁内放送（令和5年5月2日終了） 現状：10時、12時、14時、16時に庁内放送を用いて、執務室の換気・消毒の呼びかけを行っている。 引下げ後：換気や消毒を呼びかける庁内放送は令和5年5月2日で終了とする。	管財課 (内線2136)
2	手指消毒液の設置（継続） 現状：庁舎の出入口付近に手指消毒液や非接触型検温器を設置している。 引下げ後：引き続き設置。（使用状況により撤去も視野に入れる。）なお、窓口や執務室内の手指消毒液については、現在設置分をもって終了とする。	管財課 (内線2136)
3	パーテーションの設置（継続） 現状：窓口や事務机にパーテーション又はシートを設置している。 引下げ後：窓口…引き続き設置とする。 （社会動向を見ながら、撤去も視野に入る。） 事務机…引き続き設置とする。 （社会動向を見ながら、撤去も視野に入る。）	管財課 (内線2136)
4	出勤困難休暇（令和5年5月7日終了） ①職員、同居の家族等の発熱等。 ②臨時休校、臨時閉園等による子の看護。 ③所属長による感染拡大防止のための休暇指示。 ④検疫法の停留対象となった場合。 ⑤基礎疾患がある職員。	人事課 (内線7615)
5	出勤困難休暇（令和5年9月30日終了） ①妊娠中の職員（主治医による指導に限る）。	人事課 (内線7615)
6	職務専念義務免除（令和5年5月7日終了） ①予防接種を受ける場合。（65歳以上の職員と基礎疾患がある職員は、令和6年3月31日終了。） ②抗体保有状況の把握のための抗体検査。	人事課 (内線7615)
7	マスクの着用、出勤前の体温測定 ①令和5年5月8日からは、個人の判断。	人事課 (内線7615)
8	時差勤務、在宅勤務、週休日振替 ①多様な働き方の推進（働き方改革）するため継続。	人事課 (内線7615)

新型コロナウイルス5類引き下げ後の対応（公共施設の対応・イベント開催を除く）

番号	対応内容	回答課 (内線)
9	所属長の対応フロー（令和5年5月7日終了） ①当該職員の症状、経過、同居する家族の状態等を聞き取る。 ②部長への報告。 ③管財課又は施設管理者との協議。 ④シティセールス広報課への報告。 ⑤グループウェアの掲示版に状況の掲載。 ※当分の間、人事課長に、各所属で発生した陽性人数の報告を依頼予定。	人事課 (内線7615) シティセールス広報課 (内線 2170) 管財課 (内線 2130)
10	特殊勤務手当の支払い（令和5年5月8日以降も継続） ①国による法改正の指針が示されるまで、現在の条例を継続運用。	人事課 (内線7612)
11	消防本部所管施設については、救急業務等で感染者と接しており、職員の感染は火災・救急等の災害対応能力の低下に繋がってしまうことから、5類移行後においても引き続き事務室等における簡易式パーテーションの設置、消毒液の設置等を継続していく。	消防本部総務課 (4513)
12	5類引き下げ後も、救急要請時に新型コロナウイルス感染症陽性者と判明している場合は、陰圧式患者搬送用器具で搬送する。救急隊の感染対策は、N95マスクと感染防止衣を着用し、感染対策を継続する。	警防課 (4537)
13	学校の対応方針 1 現状 (1) 学校生活においては、児童生徒、教職員に対し、マスクの着用を求める基本とする。 (2) 換気、手指衛生等を継続する。 2 5類引き下げ後の対応 感染者数の把握、教職員が発熱した際の休暇の取り扱い等は、国、県の通知を受け、対応する。	指導課 (4743)

春日部市イベント状況調査 (2023. 4. 25)

番号	イベント名 (開催場所)	実施予定日	実施主体	今後の予定	準備の状況・担当部の考え方など (実施の場合は、感染防止策や飲食の対応について)	回答課 (内線)
1	第42回藤まつり (ふじ通り)	4月23日	日 春日部市コミュニティ 推進協議会	開催済み	国のがいドラインにおける「感染防止安全計画」を図った上で開催し、新型コロナ感染症拡大防止策を図った上で開催。飲食エリア等の消毒を行うとともに、滞留抑制・食べ歩き抑制について、パンフレットやHP、当日アナウンス等で注意喚起した。	市民参加推進課 (2875)
2	春日部大凧あげ祭り (春日部市西宝珠花地先 江戸川河川敷)	5月3日 5日 予備日 5月6日	祝 土 祝日部市 主管：春日部大凧あげ祭り実行委員会	開催予定	発熱等の症状がある者の参加自粛、人と人が触れ合わない間隔の確保、こまめな手指消毒、食べ歩きの自粛について、チラシやHPでの周知、当会場内に消毒液を設置し、飲食エリア等の消毒を実施。引き手は祭り前後1週間の検温等体調管理。来場者と接する業務(受付等)のスタッフ及び出店者はマスク着用。 ※ 国のがいドラインにおける「感染防止安全計画」を策定し、県への確認済み。	観光振興課 (7767)
3	第35回春日部大凧マラソン (庄和総合公園周辺コー ス)	5月4日	木・祝 春日部市 主管：春日部大凧マラソン 大会実行委員会	開催予定	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図ったうえで開催予定。ハーフと5Kの2種目に限定し、定員6,000人に対し、エントリー者数は4,927人。会場内に手指消毒場所や検温所を設置。ランナー、ボランティアは体温管理チエックシートにより大会開催1週間前から、体調管理を行いう。飲食売店の出店は許可し、飲食可能とするが、アルコール販売は不可とする。	スポーツ推進課 (4855)
4	第49回埼玉県東部地区消防 救助技術指導会 (春日部市消防本部)	5月16日 予備日 5月17日	火 埼玉県東部地区消防長 会	開催予定	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図ったうえで開催する予定。大会規模を縮小し、午前中のみ開催する予定。(昼食無し)	消防本部総務課 (4515)

春日部市イベント状況調査（2023.4.25）

番号	イベント名 (開催場所)	実施予定日	実施主体	今後の予定	準備の状況・担当部の考え方など (実施の場合は、感染防止策や飲食の対応について)	回答課 (内線)
5	市内一斉清掃 「春のクリーンデー」	5月28日	日 春日部市	開催予定	新型コロナウイルス感染防止対策を図ったうえで 開催する予定。 市公式HP及びSNSで「彩の国「新しい生活様式」 における地域清掃活動10のポイント」を周知する 予定。	リサイクル衛生課 (7735)
6	粕壁エイサーまつり2023	6月4日	日 主催:春日部TMO粕壁工 イサーまつり2023実行 委員会 共催:春日部市	開催予定	・詳細は春日部TMO粕壁エイサーまつり2023実行 委員会で検討中。 ・広報かすかべ5月号に掲載予定。	商工振興課 (7756)
7	第51回春日部夏まつり (春日部駅東口地域及び春 日部駅西口地域)	7月15日 16日	土 日 主催:春日部夏まつり 実行委員会	開催予定	・詳細は春日部夏まつり実行委員会で検討中。 ・広報かすかべ7月号に掲載予定。	観光振興課 (7767)
8	春日部市表彰式 (中央公民館)	10月1日	日 春日部市	開催予定	開催時期の感染状況や国、県のイベント開催制限 の基準等を考慮しながら、通常開催を予定してい る。	秘書課 (2035)
9	第48回春日部市農業祭 (ワイング・ハット春日部)	11月23日	祝 主催:春日部市農業団 体連合会	開催予定	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図った うえで開催する予定。	農業振興課 (7744)

新型コロナワクチン接種事業について

1 3回目ワクチン接種済者数（令和5年4月23日現在）

3回目（12歳以上） 164, 150人 （オミクロン対応ワクチン接種者含む）

全人口 232, 864人のうち 70. 5% ※県69. 6%

【接種予定率】

・現在までの接種者数（4月23日まで） 164, 150人 … ①

・予約者数 （4月24日から） 15人 … ②

・① + ② 164, 165人 ※全人口のうち70.5%

2 4回目ワクチン接種済者数（令和5年4月23日現在）

4回目（12歳以上） 117, 807人 （オミクロン対応ワクチン接種者含む）

全人口 232, 864人のうち 50. 6% ※県46. 9%

【接種予定率】

・現在までの接種者数（4月23日まで） 117, 807人 … ①

・予約者数 （4月24日から） 43人 … ②

・① + ② 117, 850人 ※全人口のうち50.6%

3 5回目ワクチン接種済者数（令和5年4月23日現在）

5回目（18歳以上） 63, 209人 （オミクロン対応ワクチン接種者）

全人口 232, 864人のうち 27. 1% ※県23. 3%

【接種予定率】

・現在までの接種者数（4月23日まで） 63, 209人 … ①

・予約者数 （4月24日から） 29人 … ②

・① + ② 63, 238人 ※全人口のうち27.2%

4 小児（5歳～11歳）の接種について（令和5年4月23日現在）

1回目 3, 307人 対象人口の27. 9% ※国24. 1%

2回目 3, 066人 対象人口の25. 8% ※国23. 3%

3回目 1, 374人 対象人口の11. 6% ※国 9. 5%

4回目 176人 対象人口の 1. 5% ※国 1. 0%

5 乳幼児（6か月～4歳）の接種について（令和5年4月23日現在）

1回目 300人 対象人口の 4. 4% ※国 3. 8%

2回目 249人 対象人口の 3. 6% ※国 3. 5%

3回目 152人 対象人口の 2. 2% ※国 2. 4%

6 オミクロン株対応ワクチン接種（オリジナル株とオミクロン株の2価）について

- ・3回目から5回目の接種者数合計（4月23日まで） 114, 535人
- ・接種対象者：初回接種（1、2回目）を完了した12歳以上 187, 181人 ※9月30日現在
※接種対象者のうち61.2%、全人口のうち49.2%（県46.2%、国44.9%）
- ・接種場所

【集団接種】（モデルナ社ワクチン）

イオンモール春日部

令和4年10月1日（土）から接種開始

接種対象年齢は1月21日より18歳以上から12歳以上に引き下げ

※4月は集団接種実施せず、5月、6月は春開始接種としてイオンモールで毎週土日実施予定

【個別接種】（ファイザー社ワクチン）

市内各医療機関

令和4年10月11日（火）以降、順次接種開始 接種対象年齢は12歳以上

※現在の接種は5月7日まで、8日からは春開始接種となる

7 オリジナル株対応ワクチン接種について

オミクロン株対応ワクチンは、初回（1回目・2回目）接種を完了した人が接種対象のため、引き続き、オリジナル株対応ワクチンを接種できる会場を設けている。

- ・市立医療センター（原則水曜日、月に2日間程度、1日につき約80名程度）

※令和5年1月までは、嬉泉病院においても実施してきたが、予約者数が減少したため、
2月以降は市立医療センターのみで実施

8 予約なし接種について

令和4年5月より集団接種会場にて実施してきた予約なし接種は、オミクロン株対応ワクチン接種の開始に伴い9月末で終了したが、3回目接種券が届いている18歳以上を対象に、土・日・祝日の28日間実施し、合計880人（1人は予診のみ）の接種を行った。

なお、ターゲットとしていた40代以下の世代が全体の68.8%を占め、若い世代の接種率向上につながる結果を得た形となった。

令和5年度に入り、予約枠に空きが出てきたことから、再度、2月、3月に予約なし接種を実施し、令和4年5月からの合計は1,093人となった。

9 ワクチンの使用状況について

ファイザー社のオリジナル株とオミクロン株（BA.4/5）の2価ワクチンについては、令和4年10月13日より接種が可能となった。春日部市では、11月1日より市内医療機関においてオミクロン株（BA.4/5）の2価ワクチンの接種を実施している。

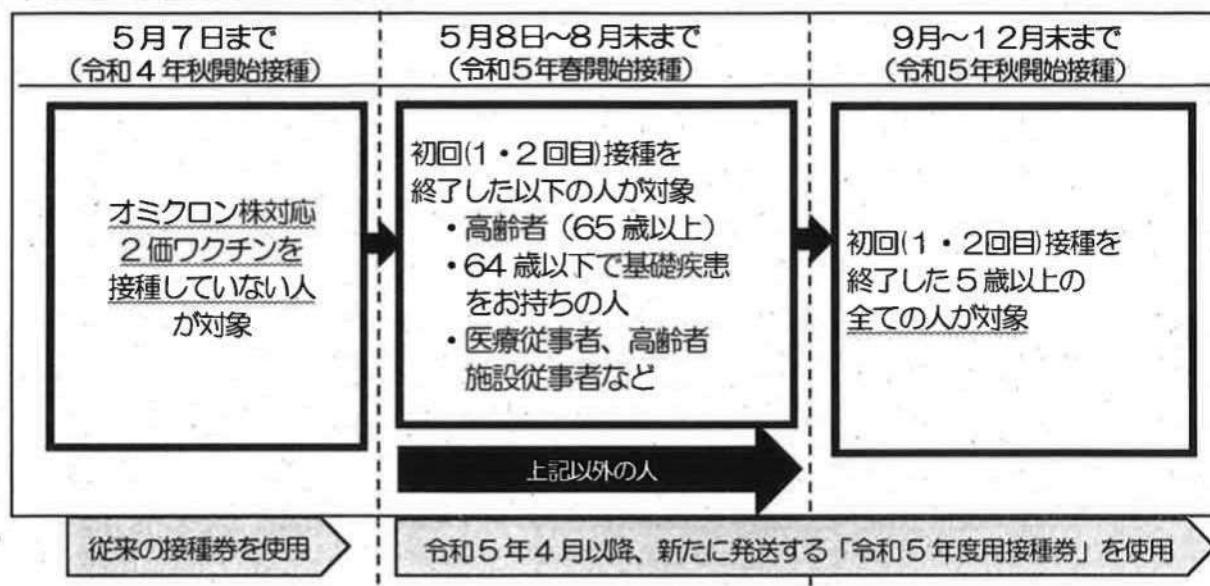
ファイザー社の乳幼児用ワクチン（6か月から4歳）については、10月24日より接種が可能となった。春日部市は11月17日から接種を開始している。

モデルナ社のオリジナル株とオミクロン株（BA.4/5）の2価ワクチンについては、11月28日より使用が開始された。春日部市では、令和5年1月より集団接種会場においてモデルナ社のオミクロン株（BA.4/5）の2価ワクチンの接種を実施している。

なお、12月14日よりモデルナ社のオミクロン株対応ワクチンの接種対象年齢が18歳以上から12歳以上に引き下げられることから、令和5年1月21日より集団接種会場の対象年齢を12歳以上に引き下げて実施している。

10 令和5年度のワクチン接種について

（1）接種と接種券発送の主な流れ



（2）春開始接種の接種券発送スケジュールについて

	発送予定日	前回接種日	発送通数
1回目発送	4／18日発送済	～R4/11/15	26,758通
2回目発送	4／25日発送済	R4/11/16～R4/12/15	30,378通
3回目発送	5／8（月）	R4/12/16～R5/2/28	約19,600通
合計			約76,700通

（3）集団接種会場について（予定）

ア. 令和5年春開始接種（5～8月）

- 5/13(土)～7/9(日) 毎週土日 イオンモール春日部
- 7/15(土)～7/30(日) 每週土日 消防本部

※県知事選挙で、イオンが使用できない期間は、消防本部を使用する

※7月からの実施曜日及び8月の開設（消防本部）は、予約状況により随時判断する

イ. 令和5年秋開始接種（9～12月）案

- 9～10月 毎週土日祝 イオンモール春日部・消防本部
- 11～12月 每週土日祝 イオンモール春日部

※会場、接種日については、令和5年春開始接種の接種率等から随時判断する。

(4) 春開始接種のワクチンについて

- ア. 個別接種については、ファイザー社のオミクロン株対応ワクチンを使用するとしているが、今後の入庫は現時点で未定であり、在庫での接種対応となる。
- イ. ファイザー社のワクチンの在庫については次の通り

4/21 現在

ワクチン種別	ファイザー残数
オリジナル株とBA.1の2価	40,800回分
オリジナル株とBA.4/5の2価	25,614回分
合 計	66,414回分

ウ. 令和5年度春開始接種の接種者見込み

個別医療機関については、5月～7月で、20,900回×3カ月を見込んでいる。

(5) 春開始接種のワクチン使用方針について

ファイザー社 BA.4/5 の新たな入庫が無い場合は、なくなり次第、ファイザー社 BA.1 を使用する。一定数を超えて接種する医療機関はモデルナ社 BA.4/5 に切り替えていく。
なお、集団接種会場においては、引き続き、モデルナ社 BA.4/5 を使用する。

(6) 春開始接種の予約受付の開始について

4/18（火）の接種券の発送に併せて、4/24（月）より予約受付を開始した。

(7) 予約枠の設定等について

- ア. 予約受付開始前より、医療機関にて予約枠の設定をお願いする。接種券の発送対象者が約76,700件となることから、予約が取れない状況を回避するため、当初は5/8（月）～6/30（金）の2か月間で予約枠を設定する。
- イ. 7月以降については、予約状況により予約枠の設定タイミングを判断する。

(8) 国庫補助見直しの基本的な考え方

令和5年度においては、補助金については適正化を図るため、国庫補助の見直しが図られ、接種回数に応じた上限額が設定される。なお、個別接種を中心とする体制への移行を進めることから、交付金の一部の促進策は継続される。

(9) 国の方針の主な変更点

- ① 都道府県が実施していた医療機関支援の交付金の運用変更

ア. 都道府県が実施していた処理を市町村に移管

イ. 医療機関支援のメニューの見直し
- ② 補助金の適正化

接種体制を縮小させていく中で、事業の見直しを図るために次の措置を実施

ア. 次の補助金について上限を定める（今年度までは全額国負担のため、実質減額）

- (ア) 「週100回を4週以上実施で2000円/回」 → 413円 @個別接種回数（実績）
(イ) 「事務費（接種券、広報費等）」 → 685円 @予定総接種回数
(ウ) 「コールセンター」 → 1,203円 @予定総接種回数
(エ) 「集団接種会場費」 → 4,338円 @集団接種回数（実績）

イ. 上記（ア）～（ウ）は合算し、自治体の裁量で配分可能

（10）コールセンターの体制確保について

① 支払いの考え方について

ア. 上限額を決められた補助金からの支払いとなる

イ. 予定総接種回数により補助金上限額が決まるが、今までの実績を考えると、コールセンター業務を見直す必要がある

② 今後の方向性について

【現在】

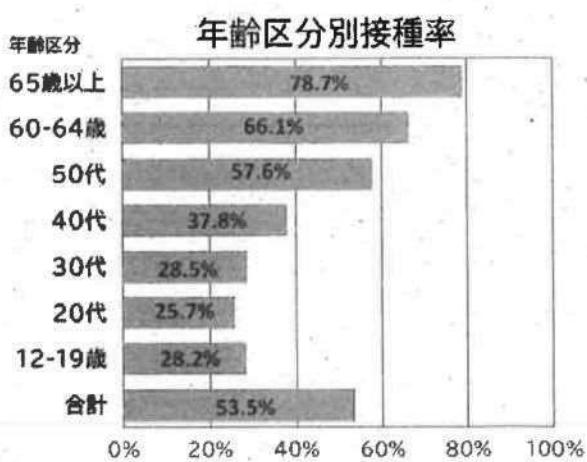
- ・コールセンター開設日時は
8:30～17:15（土日祝を含む）

【変更案】

- ・コールセンター開設日時は
8:30～17:15（土日祝を除く）
- ・5/3(祝)、4(祝)、5(祝)は営業する
- ・オペレーター数を、最小人数で設定

参考 年齢区分別オミクロン株対応2価ワクチン接種率

4月23日時点



新型コロナウイルス対策本部の廃止及び会議の終了について

新型インフルエンザ等対策特別措置法

(政府対策本部の廃止)

第二十一条 政府対策本部は、第十五条第一項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザ(※5類感染症)にかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法第四十四条の二第三項若しくは第四十四条の七第三項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第六条第八項若しくは第五十三条第一項の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。

→ (2類相当から5類への引き下げを機に季節性インフルエンザと同等の扱いとなる)

令和5年5月7日をもって政府対策本部を廃止、それに伴い会議を終了

(都道府県対策本部の廃止)

第二十五条 第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

→ 令和5年5月7日をもって県対策本部を廃止、それに伴い会議を終了

(準用)

第三十七条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五条中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第二十六条中「第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項」とあるのは「第三十四条から第三十六条まで及び第三十七条において読み替えて準用する第二十五条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

→ 令和5年5月7日をもって市対策本部を廃止、それに伴い会議を終了

※新たに市役所内の情報の共有を図るための会議を開催予定

参考

春日部市新型インフルエンザ等対策行動計画

6小康期 (1)実施体制 ①実施体制の変更

国が特措法第32号第5項に定める新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行ったときは、同法34条第1項に基づく市対策本部は廃止する

ただし、政府対策本部及び県対策本部が継続されている間は継続するものとし、国等から「小康期」が宣言され、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、市対策本部を廃止する

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第六条

8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であつて、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

第四十四条の二

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した感染症について、国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

第四十四条の七

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した指定感染症について、国民の大部分が当該指定感染症に対する免疫を獲得したこと等により全国的かつ急速なまん延のおそれがなくなったと認めたときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

第五十三条 国は、新感染症に係る情報の収集及び分析により、当該新感染症の固有の病状及びまん延の防止のために講すべき措置を示すことができるようになったときは、速やかに、政令で定めるところにより、新感染症及び新感染症の所見がある者を一年以内の政令で定める期間に限り、それぞれ、一類感染症及び一類感染症の患者とみなして第三章から第六章まで、第十章、第十三章及び第十四章の規定の全部又は一部を適用する措置を講じなければならない。

「春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について」 に対する附帯決議に関する状況について

1　withコロナの生活様式が構築されていること

令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同様の「5類」に分類され、行政による行動制限要請がなくなり、コロナ対応は、個人・事業者の判断に委ねられるようになりました。

数年にわたるコロナ禍の生活が大きく変わりましたが、主な変更内容につきましては、次の通りとなります。

- ・コロナ陽性と判明された場合は、行政はこれまで一定期間自宅療養や外出自粛を求めてきましたが、現在は個人等の判断に委ねられています。
- ・濃厚接触者については、特定されることではなく、法律に基づく外出自粛は求められることはなくなりました。
- ・ワクチン接種については、65歳以上の人と基礎疾患有する重症化リスクの高い人、及び初回接種（1, 2回目）未接種のみが努力義務の対象とされ、それ以外の人は個人の判断となりました。
- ・医療費については、これまで自己負担を公費で支援していましたが、現在は、原則自己負担が生じることとなりました。

さらに、国においては、令和2年3月26日に設置した政府対策本部が、法律に基づき、5月7日をもって廃止され、これに伴い、県対策本部及び市対策本部も同日に廃止されました。

なお、5月8日の5類引き下げ後も、国からはコロナ対応に対する情報は示されていますが、行政の関与がなくなったことから、国からの情報をもとに、個人・事業者が判断するなど、季節性インフルエンザと同様の扱いとなっております。

新型コロナウイルスが5類に分類されても、ウイルスがなくなったわけではありませんが、ウィズコロナ、ポストコロナとしての様々な生活様式の構築が図られ、5類への移行はコロナ対策の大きな転換点となりました。

参考

(1) 基本的感染対策

行政による関与がなくなるので、個人・事業者の判断による自主的な感染対策に取り組むことになりました。

	5月7日まで	5月8日から	
感染対策の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・個人の選択を尊重し、市民の自主的な取組をベースとしたもの	
政府の対応と根拠	・新型インフルエンザ法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、「人ととの距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」「換気」等	・基本的対処方針は廃止 ・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供	・行政による行動制限がなくなり、自主的な感染対策に取り組むことになりました。
事業者に関する取組	・事業者による業種別ガイドラインの作成 ・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	・業種別ガイドラインは廃止 ※業界が必要と判断した今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない ・事業者の判断、自主的な取組	

(2) ワクチン接種

65歳以上の高齢者など重症化リスクの高い人のみワクチン接種の協力を求める努力義務の対象者となりました。それ以外の方は、個人の判断に委ねられています。

	5月7日まで	5月8日から	
公的関与等	・公費負担 ・全ての方に努力義務を適用	・公費負担は継続 ・接種勧奨・努力義務は高齢者、基礎疾患有する人等に限定	・予防接種法に基づきワクチン接種の協力を求める努力義務の対象者は65歳以上の高齢者など重症化リスクの高い人のみに限定されました。
対象者、回数等	・R4年度からはじまったオミクロン株対応ワクチンの接種はR5.5.7まで	・春開始接種（5～8月） 65歳以上・基礎疾患・医療介護従事者 ・秋開始接種（9～12月） 初回接種（1～2回）終了者全員	

(3) 医療費

これまで、外来・入院ともに自己負担分を公費により支援していましたが、5類移行後は原則自己負担が生じています（治療薬と入院費用の一部が公費支援を継続）。

	5月7日まで	5月8日から	
公費支援	・医療費（外来・入院）の自己負担分を公費支援	・医療費は自己負担（コロナ治療薬と入院費用の一部の公費支援を継続） ・9/30以降必要に応じて見直し	・原則一般の診療と同様、自己負担が生じています。

(4) コロナ陽性判明

5類移行後は、感染症法上に基づき、行政が患者に対し、外出自粛を要請することはなくなりました。外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に、個人の判断に委ねられることになりました。

その判断のために必要な情報は国が示しています。

	5月7日まで	5月8日から	
コロナ陽性と判明した場合	<ul style="list-style-type: none">・体調悪化時に電話相談・一定期間、自宅やホテルで療養、健康観察	<ul style="list-style-type: none">・体調悪化時は医療機関を受診・電話相談は継続・自宅療養、宿泊療養、健康観察は終了	<ul style="list-style-type: none">・感染症法に基づき行政が患者に対し外出自粛を要請することはなくなり、季節性インフルエンザと同様に個人の判断に委ねられています。
療養期間	<ul style="list-style-type: none">・発症後7日間が経過するまで法律に基づく外出自粛を要請	<ul style="list-style-type: none">・発症後5日間が経過するまで外出を控えていただくことを推奨	
濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none">・同居家族は濃厚接触者として行動制限	<ul style="list-style-type: none">・濃厚接触者の特定なし(外出自粛は求められない)	

(5) 対策本部

5類移行に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第21条の規定に基づき、令和2年3月26日に設置された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は5月7日をもって廃止されました。

これに伴い、県対策本部及び本市対策本部についても同日をもって廃止されました。

しかしながら、5類移行による個人や事業者の判断材料として、今後も国は情報を示すとしていることから、府内においても、引き続き情報共有を図るための会議（春日部市新型インフルエンザ等対策連絡会議）を適宜開催し、市民への適切な周知を図っていきます。

2 市内の医療提供体制が円滑に運営されていること

国によると、5類移行後、医療提供体制は、必要となる感染対策や準備を講じつつ、国民の安心を確保しながら、幅広い医療機関で感染症患者が受診できる医療体制に向けて、段階的に移行していくとしています。

市内では、発熱等の症状が出た場合、61の医療機関で対応できる体制となっており、5類移行後、対応できる医療機関は増加し、医療提供体制の整備が進んでいます。

また、市立医療センターにおいても、現在、これまでのようにコロナ専用病棟を確保しての特別な受け入れ体制ではなく、病棟の個室単位での運用としているところであり、感染対策を徹底し、ベッドコントロールをしながら、コロナ患者の受け入れをしております。

現在の医療提供体制の状況から総合的に判断すると、市内の医療機関において、新型コロナウイルス対策だけではなく、市民が通常に受診できる体制の整備が進んできています。

参考

(1) 医療提供体制

国の方針は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、5類移行後は、段階的に幅広い医療機関による自律的な通常な対応に移行していくとしていることから、感染症対策にこれまで対応してきた医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促すための取組を重点的に進めています。

国によると、幅広い医療機関で感染症患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的に移行していくものです。

なお、県の方針は、5類移行後、すべての医療機関で入院依頼を断らない仕組みをつくり、感染拡大に備えて9月末までに最大1700病床を確保していくとしています。

	5月7日まで	5月8日から	
国の方針	<ul style="list-style-type: none">・入院措置などの行政の強い関与・限られた医療機関による特別な対応	<ul style="list-style-type: none">・幅広い医療機関による自律的な通常の対応・行政は医療機関支援などの役割に	<ul style="list-style-type: none">・医療機関において通常な対応が図れるよう、県においては患者の入院ができるよう体制の整備を進めています。
県の方針	<ul style="list-style-type: none">・936病床	<ul style="list-style-type: none">・約1700病床	

(2) 現在の感染者の状況

市内の新規感染者数は、5類移行後、全数把握から保健所別の定点把握による集計に変更されていますが、春日部保健所管内（春日部市・松伏町）の報告患者数は、5月中旬から徐々に増加し、8月上旬に減少したものの中旬以降再度、増加に転じています。最新（8/21～8/27）の定点当たりの報告数は30.06人であります。

(3) 新規感染者数の把握

5類移行後は、季節性インフルエンザと同様、新規感染者数の全数把握から「定点把握」に変更されます。

定点把握では、指定された医療機関のみが感染者数を報告するもので、厚生労働省や都道府県の毎日の公表はなくなり、国立感染症研究所が週に1回、流行状況を公表します。

	5月7日まで	5月8日から	
感染者数	・医師の届け出、本人の登録などに基づく全数報告	・全国約5千の医療機関から定点報告	・新規感染者数は、季節性インフルエンザと同様、定点把握に変更され、毎日の公表はなくなり、週1回の流行状況の公表になりました。
重傷者数	・年齢層や性別を把握	・当面は継続	
死者数	・年齢層や性別を把握	・今後検討	

(4) 県内の対応医療機関の公表

埼玉県では、発熱患者が迷わず、身近な診療所等で診療・検査が受けられるよう、新型コロナウイルス感染症などの診療・検査に対応できる医療機関を「埼玉県指定診療・検査医療機関（約1600）」として、これまで指定・公表してきましたが、5類移行の5月8日以降も公表を継続しています。

(5) 市内の医療体制

発熱等の症状がある方の診療等を行うことができる医療機関は、8月30日現在、埼玉県指定診療・検査医療機関として、61の医療機関があり、5類移行後増加しています。最近の状況を見ると、医療提供体制が整いつつある状況と言えます。

市立医療センターにおいても、現在、これまでのようにコロナ専用病棟を確保しての特別な受入れ体制ではなく、病棟の個室単位での運用をしているところであり、ベッドコントロールをしながら、感染対策を徹底し、コロナ患者の受入れをしているところです。

3 市内経済が安定した状況にあること

- ・7月の日銀支店長会議では、景気の現状を総括して、既往の資源高の影響などを受けつつも、すべての地域で、景気は持ち直し、ないし、緩やかに回復している。前回の支店長会議開催時点（2023年4月）と比較すると、全9地域中3地域で総括判断を引き上げていると報告している。

「国内・関東県内・埼玉県の経済状況及び」

■ 最新の「日銀の地域経済報告（さくらレポート7/10）」では、

- ・景気の総括判断は既往の資源高の影響などを受けつつも、すべての地域で、景気は持ち直し、ないし、緩やかに回復している
- ・関東甲信越地域の景気は、持ち直している。【総括判断：横ばい】
- ・設備投資は持ち直している。
- ・個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに増加している。
- ・企業の業況感は改善している。雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

■ 最新の「内閣府の月例経済報告8/28」では、

我が国経済の基調判断として、景気は、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、持ち直している。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・生産は、持ち直しの兆しがみられる。
- ・企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。
- ・企業の業況判断は、持ち直している。
- ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

■ 最新の「関東経済産業局管内の経済動向8/21」では、

- ・管内経済は、持ち直している。
- ・個人消費は、緩やかな上昇傾向にある。
- ・雇用情勢は、持ち直している。

- ・設備投資は、前年度を上回る見込み。
- 最新の「関東財務局：経済情勢報告（埼玉県分／R5年7月26日）」では、
- ・総括判断は、管内経済は、持ち直している。
 - ・個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している。
 - ・雇用情勢は、改善しつつある。
 - ・企業収益は、5年度は減益見込みとなっている。
 - ・埼玉県の総括判断は、持ち直している。
- 最新の「埼玉県経済動向調査（R5年7月31日）」では、
- ・県経済は、緩やかに持ち直している。
 - ・雇用は、緩やかに持ち直している。
 - ・消費は、持ち直している。
 - ・景況判断は、持ち直しの動きがみられる。
- 市内の商工業の状況（ヒアリング）については、
- ・現状では中小企業の約80%が人手不足の影響が一番強い。
 - ・特に製造業・建設業・サービス業への影響は大きい。
 - ・物価高、原油高の影響もあるが、何しろ人手不足が大きな課題である。
 - ・新型コロナ前より人材（従業員）が集まらない状況。
 - ・越谷市も同様の傾向になっている。

5月8日の5類移行により、街には活気が戻ってきています。

また、各種経済報告を見ると、「緩やかに持ち直している」や「持ち直しの動き」などの表現が多く使われているものの、エネルギー価格を中心とした物価の上昇は続いており、さらにコロナ以前からの課題である人手不足も深刻化し、中小事業者の経営環境は依然として厳しい状況が続いているとのコメントもあります。

しかしながら、これらの主な要因は、物価高騰・人手不足等による影響が安定した経済を鈍化させているものであり、コロナによる経済状況への影響はほとんどなくなってきたと言えます。

「春日部市長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について」 に対する附帯決議に関する状況について

1　withコロナの生活様式が構築されていること

令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同様の「5類」に分類され、行政による行動制限要請がなくなり、コロナ対応は、個人・事業者の判断に委ねられるようになりました。

数年にわたるコロナ禍の生活が大きく変わりましたが、主な変更内容につきましては、次の通りとなります。

- ・ コロナ陽性と判明された場合は、行政はこれまで一定期間自宅療養や外出自粛を求めてきましたが、現在は個人等の判断に委ねられています。
- ・ 濃厚接触者については、特定されることではなく、法律に基づく外出自粛は求められることはなくなりました。
- ・ ワクチン接種については、65歳以上の人と基礎疾患を有する重症化リスクの高い人、及び初回接種（1, 2回目）未接種の人のみが努力義務の対象とされ、それ以外の人は個人の判断となりました。
- ・ 医療費については、これまで自己負担を公費で支援していましたが、現在は、原則自己負担が生じることとなりました。

また、3年におよぶコロナ禍で、行政サービス等が制限されていましたが、コロナ禍前の状況に戻りました。

- ・ 市主催等のイベントは、コロナ禍においては中止や延期、あるいは形をえての開催（オンライン開催）でしたが、現在は通常どおり開催しています。
- ・ 公共施設の利用は、コロナ禍においては利用定員・利用時間の制限や大声を出さないなどの制限をしていましたが、現在は基本的な感染対策を行いながら通常どおり利用できます。
- ・ マスクは、屋内での着用を推奨されていましたが、個人の判断に委ねられました。
- ・ 感染防止対策を県が認証する店舗以外は、営業時間の短縮や酒類の提供が自粛されていましたが、認証制度が廃止され、制限なく店舗を利用できます。

さらに、国においては、令和2年3月26日に設置した政府対策本部が、法律に基づき、5月7日をもって廃止され、これに伴い、県対策本部及び市対策本部も同日に廃止されました。

なお、5月8日の5類引き下げ後も、国からはコロナ対応に対する情報は示されていますが、行政の関与がなくなったことから、国からの情報をもとに、個人・事業者が判断す

るなど、季節性インフルエンザと同様の扱いとなっております。

新型コロナウイルスが5類に分類されても、ウイルスがなくなったわけではありませんが、ウィズコロナ、ポストコロナとしての様々な生活様式の構築が図られ、5類への移行はコロナ対策の大きな転換点となりました。

参考

(1) 基本的感染対策

行政による関与がなくなるので、個人・事業者の判断による自主的な感染対策に取り組むことになりました。

	5月7日まで	5月8日から	
感染対策の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・個人の選択を尊重し、市民の自主的な取組をベースとしたもの	
政府の対応と根拠	・新型インフルエンザ法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、「人ととの距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」「換気」等	・基本的対処方針は廃止 ・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供	・行政による行動制限がなくなり、自主的な感染対策に取り組むことになりました。
事業者に関する取組	・事業者による業種別ガイドラインの作成 ・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	・業種別ガイドラインは廃止 ※業界が必要と判断した今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない ・事業者の判断、自主的な取組	

(2) ワクチン接種

65歳以上の高齢者など重症化リスクの高い人のみワクチン接種の協力を求める努力義務の対象者となりました。それ以外の方は、個人の判断に委ねられています。

	5月7日まで	5月8日から	
公的関与等	・公費負担 ・全ての方に努力義務を適用	・公費負担は継続 ・接種勧奨・努力義務は高齢者、基礎疾患有する人等に限定	・予防接種法に基づきワクチン接種の協力を求める努力義務の対象者は65歳以上の高齢者など重症化リスクの高い人のみに限定されました。
対象者、回数等	・R4年度からはじまったオミクロン株対応ワクチンの接種はR5.5.7まで	・春開始接種（5～8月） 65歳以上・基礎疾患・医療介護従事者 ・秋開始接種（9～12月） 初回接種（1～2回）終了者全員	

(3) 医療費

これまで、外来・入院ともに自己負担分を公費により支援していましたが、5類移行後は原則自己負担が生じています（治療薬と入院費用の一部が公費支援を継続）。

	5月7日まで	5月8日から	
公費支援	・医療費（外来・入院）の自己負担分を公費支援	・医療費は自己負担（コロナ治療薬と入院費用の一部の公費支援を継続） ・10/1以降必要に応じて見直し	・原則一般の診療と同様、自己負担が生じています。

(4) コロナ陽性判明

5類移行後は、感染症法上に基づき、行政が患者に対し、外出自粛を要請することはなくなりました。外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に、個人の判断に委ねされることになりました。

その判断のために必要な情報は国が示しています。

	5月7日まで	5月8日から	
コロナ陽性と判明した場合	<ul style="list-style-type: none">・体調悪化時に電話相談・一定期間、自宅やホテルで療養、健康観察	<ul style="list-style-type: none">・体調悪化時は医療機関を受診・電話相談は継続・自宅療養、宿泊療養、健康観察は終了	<ul style="list-style-type: none">・感染症法に基づき行政が患者に対し外出自粛を要請することはなくなり、季節性インフルエンザと同様に個人の判断に委ねられています。
療養期間	<ul style="list-style-type: none">・発症後7日間が経過するまで法律に基づく外出自粛を要請	<ul style="list-style-type: none">・発症後5日間が経過するまで外出を控えていただくことを推奨	
濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none">・同居家族は濃厚接触者として行動制限	<ul style="list-style-type: none">・濃厚接触者の特定なし(外出自粛は求められない)	

(5) 行政サービスと日常生活

① 市主催等のイベント

基本的な感染対策を行いながら、通常どおりのイベントを開催しています。

	これまでの対応	現在
イベントの開催	<ul style="list-style-type: none">・中止・延期・オンライン開催	<ul style="list-style-type: none">・手洗いや換気などの基本的な感染対策を行いながら、通常どおりの開催
(藤まつり)	R2：中止 R3：オンライン開催 R4：オンライン開催	R5：通常開催
(大凧マラソン大会)	R2：中止 R3：中止 R4：中止	R5：通常開催 (種目減・定員減)
(大凧あげ祭り)	R2：中止 R3：中止 R4：無観客開催	R5：通常開催
(夏まつり)	R2：中止 R3：中止 R4：神輿展示	R5：通常開催

② 公共施設の利用

公共施設の利用にあっては、手洗いや換気などの基本的な感染対策を行いながら、通常どおりの定員、開館時間等で利用できます。

	これまでの対応	現在
各種制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員の制限 ・利用時間の制限 ・利用制限（大声を出さない等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いや換気などの基本的な感染対策を行なながら、通常どおりの定員、開館時間等で利用可能

③ マスクの着用

	これまでの対応	現在
マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内でのマスクの着用を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねる。

④ 飲食店等の利用

	これまでの対応	現在
飲食店の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証店以外は午前5時から午後8時までの営業、かつ、酒類提供の自粛による利用制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証制度が廃止され、利用制限なし

(6) 対策本部

5類移行に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第21条の規定に基づき、令和2年3月26日に設置された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は5月7日をもって廃止されました。

これに伴い、県対策本部及び本市対策本部についても同日をもって廃止されました。

しかしながら、5類移行による個人や事業者の判断材料として、今後も国は情報を示すとしていることから、府内においても、引き続き情報共有を図るための会議（春日部市新型インフルエンザ等対策連絡会議）を適宜開催し、市民への適切な周知を図っていきます。

2 市内の医療提供体制が円滑に運営されていること

国によると、5類移行後、医療提供体制は、必要となる感染対策や準備を講じつつ、国民の安心を確保しながら、幅広い医療機関で感染症患者が受診できる医療体制に向けて、段階的に移行していくとしています。

市内では、発熱等の症状が出た場合、61の医療機関で対応できる体制となっており、5類移行後、対応できる医療機関は増加し、医療提供体制の整備が進んでいます。

また、市立医療センターにおいても、現在、これまでのようにコロナ専用病棟を確保しての特別な受け入れ体制ではなく、病棟の個室単位での運用としているところであり、感染対策を徹底し、ベッドコントロールをしながら、コロナ患者の受け入れをしております。

現在の医療提供体制の状況から総合的に判断すると、市内の医療機関において、新型コロナウイルス対策だけではなく、市民が通常に受診できる体制の整備が進んできています。

参考

(1) 医療提供体制

国の方針は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、5類移行後は、段階的に幅広い医療機関による自律的な通常な対応に移行していくとしていることから、感染症対策にこれまで対応してきた医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促すための取組を重点的に進めています。

国によると、幅広い医療機関で感染症患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的に移行していくものです。

なお、県の方針は、5類移行後、すべての医療機関で入院依頼を断らない仕組みをつくり、感染拡大に備えて9月末までに最大1700病床を確保していくとしています。

	5月7日まで	5月8日から	
国の方針	<ul style="list-style-type: none">・入院措置などの行政の強い関与・限られた医療機関による特別な対応	<ul style="list-style-type: none">・幅広い医療機関による自律的な通常の対応・行政は医療機関支援などの役割に	<ul style="list-style-type: none">・医療機関において通常な対応が図れるよう、県においては患者の入院ができるよう体制の整備を進めています。
県の方針	<ul style="list-style-type: none">・936病床	<ul style="list-style-type: none">・約1700病床	

(2) 現在の感染者の状況

市内の新規感染者数は、5類移行後、全数把握から保健所別の定点把握による集計に変更されていますが、春日部保健所管内（春日部市・松伏町）の報告患者数は、5月中旬から徐々に増加し、8月上旬に減少したものの中旬以降再度、増加に転じています。最新（8/28～9/3）の定点当たりの報告数は36.40人であります。

(3) 新規感染者数の把握

5類移行後は、季節性インフルエンザと同様、新規感染者数の全数把握から「定点把握」に変更されます。

定点把握では、指定された医療機関のみが感染者数を報告するもので、厚生労働省や都道府県の毎日の公表はなくなり、国立感染症研究所が週に1回、流行状況を公表します。

	5月7日まで	5月8日から	
感染者数	・医師の届け出、本人の登録などに基づく全数報告	・全国約5千の医療機関から定点報告	・新規感染者数は、季節性インフルエンザと同様、定点把握に変更され、毎日の公表はなくなり、週1回の流行状況の公表になりました。
重傷者数	・年齢層や性別を把握	・当面は継続	
死者数	・年齢層や性別を把握	・今後検討	

(4) 県内の対応医療機関の公表

埼玉県では、発熱患者が迷わず、身近な診療所等で診療・検査が受けられるよう、新型コロナウイルス感染症などの診療・検査に対応できる医療機関を「埼玉県指定診療・検査医療機関（約1600）」として、これまで指定・公表してきましたが、5類移行の5月8日以降も公表を継続しています。

(5) 市内の医療体制

発熱等の症状がある方の診療等を行うことができる医療機関は、9月11日現在、埼玉県指定診療・検査医療機関として、61の医療機関があり、5類移行後増加しています。最近の状況を見ると、医療提供体制が整いつつある状況と言えます。

市立医療センターにおいても、現在、これまでのようにコロナ専用病棟を確保しての特別な受入れ体制ではなく、病棟の個室単位での運用をしているところであり、ベッドコントロールをしながら、感染対策を徹底し、コロナ患者の受入れをしているところです。

3 市内経済が安定した状況にあること

- ・7月の日銀支店長会議では、景気の現状を総括して、既往の資源高の影響などを受けつつも、すべての地域で、景気は持ち直し、ないし、緩やかに回復している。前回の支店長会議開催時点（2023年4月）と比較すると、全9地域中3地域で総括判断を引き上げていると報告している。

「国内・関東県内・埼玉県の経済状況及び」

■ 最新の「日銀の地域経済報告（さくらレポート7/10）」では、

- ・景気の総括判断は既往の資源高の影響などを受けつつも、すべての地域で、景気は持ち直し、ないし、緩やかに回復している
- ・関東甲信越地域の景気は、持ち直している。【総括判断：横ばい】
- ・設備投資は持ち直している。
- ・個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに増加している。
- ・企業の業況感は改善している。雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

■ 最新の「内閣府の月例経済報告8/28」では、

我が国経済の基調判断として、景気は、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、持ち直している。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・生産は、持ち直しの兆しがみられる。
- ・企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。
- ・企業の業況判断は、持ち直している。
- ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

■ 最新の「関東経済産業局管内の経済動向8/21」では、

- ・管内経済は、持ち直している。
- ・個人消費は、緩やかな上昇傾向にある。
- ・雇用情勢は、持ち直している。

- ・設備投資は、前年度を上回る見込み。
- 最新の「関東財務局：経済情勢報告（埼玉県分／R5年7月26日）」では、
- ・総括判断は、管内経済は、持ち直している。
 - ・個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している。
 - ・雇用情勢は、改善しつつある。
 - ・企業収益は、5年度は減益見込みとなっている。
 - ・埼玉県の総括判断は、持ち直している。
- 最新の「埼玉県経済動向調査（R5年8月31日）」では、
- ・県経済は、緩やかに持ち直している。
 - ・雇用は、改善の動きに足踏みがみられる。
 - ・消費は、持ち直している。
 - ・景況判断は、持ち直しの動きがみられる。
- 市内経済の法人市民税の推移
- ・市内経済の動向を法人市民税の現年度分調定額の推移でみると、令和3年度は15億8,971万1千円、令和4年度は16億1,043万4千円と増加傾向。
(※令和5年度の数値は来年6月予定)
 - ・直近の令和5年度の状況を8月末までの調定額の推移でみると、令和3年度は7億7,427万8千円、令和4年度は8億3,079万2千円、令和5年度は8億7,435万4千円で前年度比較4,356万2千円、5.2%の増となり増加傾向が続いている。
- 市内有効求人倍率の状況
- ・市内の統計調査結果として月単位で把握しているのは、春日部公共職業安定所提供的春日部市内有効求人倍率のみとなっている。
 - ・当該データでは、今年度に入り、直近3カ月の5月～7月の有効求人倍率は前年度同月比で同率ないし増加に転じている。
- 市内の商工業の状況（ヒアリング）については、
- ・現状では中小企業の約80%が人手不足の影響が一番強い。
※ 埼玉りそな特別調査（8/22発表：人手不足についてのアンケート調査）でも、『県内企業の8割以上で、人手不足の影響あり』となっている。

- ・特に製造業・建設業・サービス業への影響は大きい。

※ 埼玉りそな特別調査（8/22 発表：人手不足についてのアンケート調査）でも、『個別の業種についてみると、「大きな影響がある」としたところが多いのは、「運輸・倉庫」50.0%、「建設」43.3%、「小売」42.9%、「金属製品」42.9%、「窯業・土石」40.0%、「サービス」36.7%など』となっている。

- ・物価高、原油高の影響もあるが、何しろ人手不足が大きな課題である。
- ・新型コロナ前より人材（従業員）が集まらない状況。
- ・越谷市も同様の傾向になっている。

5月8日の5類移行により、街には活気が戻ってきています。

また、各種経済報告を見ると、「緩やかに持ち直している」や「持ち直しの動き」などの表現が多く使われているものの、埼玉県経済動向調査「6月の特集【特集】経済人コメント」では、エネルギー価格を中心とした物価の上昇は続いており、さらにコロナ以前からの課題である人手不足も深刻化し、中小事業者の経営環境は依然として厳しい状況が続いているとのコメントもあります。

しかしながら、これらの主な要因は、物価高騰・人手不足等による影響が安定した経済を鈍化させているものであり、コロナによる経済状況への影響はほとんどなくなってきたと言えます。

■ 最新の埼玉県経済動向調査及び埼玉りそな企業経営動向調査より

埼玉県経済動向調査「8月のトピック【埼玉県内設備投資動向調査より】では、「計画有り」が 69.7%、3 年連続で増加し、コロナ禍前の水準まで持ち直すと記されています。

また、埼玉りそな「8/9 発表の県内企業経営動向調査では、国内景気の B S I^{*} が 4 年 9 カ月ぶりにプラスに転じ、売上・利益も 2 四半期連続で改善と記されています。その背景には、5 月の新型コロナの感染症法上の分類の 5 類への移行や、今年度の賃金引き上げ幅が大きかったことなどから、物価上昇が続くなかにおいても、経済活動が活発化したことを受け、大幅な改善につながったとみられる。とも記されています。

※ B S I = 景況判断指数（景気の方向性についてそれ以前と比べて良くなつたか否かを表すもの）

■ 市内の実態調査・アンケートの考え方

・実態調査やアンケート等について検討した結果、客觀性・正確性・妥当性が重要となることから、このデータを示す必要性を考慮すると、国、県、銀行等が公表しているデータを活用するものとします。なお、市内商工業関係者にヒヤリングを行った状況とデータが合致していることも確認できました。

「春日市長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について」 に対する附帯決議に関する状況について

1　withコロナの生活様式が構築されていること

With コロナの生活様式の構築とは：

「県から示されている行動制限が解除され、市民の生活が落ち着いている状況にあること」

※令和3年12月市議会定例会市長答弁

令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同様の「5類」に分類され、行政による行動制限要請がなくなり、コロナ対応は、個人・事業者の判断に委ねられるようになりました。

5類移行に伴い、約3年にわたるコロナ禍の生活が大きく変わりましたが、主な変更内容につきましては、次のとおりとなります。

- ❖ コロナ陽性と判明された場合は、行政はこれまで一定期間自宅療養や外出自粛を求めてきましたが、現在は個人等の判断に委ねられています。
- ❖ 濃厚接触者については、特定されることではなく、法律に基づく外出自粛は求められることはなくなりました。
- ❖ ワクチン接種については、現在、65歳以上の人と基礎疾患を有する重症化リスクの高い人のみが努力義務の対象とされ、それ以外の人は個人の判断となりました。
- ❖ 医療費については、これまで自己負担を公費で支援していましたが、現在は、原則自己負担が生じることとなりました。

また、コロナ禍において、感染拡大防止のため、新しい生活様式が余儀なくされました。これまで気づかなかつた新しい価値観のもと、ウィズコロナ・ポストコロナとして前向きな変化をもたらしたものもあります。

- ❖ 衛生意識の高まり：手洗い、手指消毒などの基本的な感染対策の実施
- ❖ 働き方の見直し：テレワーク勤務や時差出勤
- ❖ 会議開催方法の見直し：オンライン会議
- ❖ 利便性向上・業務効率化：非対面型対応（キャッシュレス決済、非接触型レジ、非接触型検温モニターなど）

市民に大きな影響を及ぼす行政サービス等では、各種制限がされていましたが、コロナ禍前の状況に戻りました。

- ❖ 市主催等のイベントは、コロナ禍においては中止や延期、あるいは形を変えての開催（オンライン開催）でしたが、現在は通常どおり開催しています。
- ❖ 公共施設の利用は、コロナ禍においては利用定員・利用時間の制限や大声を出さないなどの制限をしていましたが、現在は基本的な感染対策を行いながら通常どおり利用できます。
- ❖ マスクは、屋内での着用を推奨されていましたが、個人の判断に委ねられました。
- ❖ 感染防止対策を県が認証する店舗以外は、営業時間の短縮や酒類の提供が自粛されていましたが、認証制度が廃止され、制限なく店舗を利用できます。

国においては、令和2年3月26日に設置した政府対策本部が、法律に基づき、5月7日をもって廃止され、これに伴い、県対策本部及び市対策本部も同日に廃止されました。

なお、5月8日の5類引き下げ後も、国からはコロナ対応に対する情報は示されていますが、行政の関与がなくなったことから、国からの情報をもとに、個人・事業者が判断するなど、季節性インフルエンザと同様の扱いとなっております。

5類への移行はコロナ対策の大きな転換点となり、県から示されている行動制限を含め、様々な行動制限が解除され、市民の生活は落ち着いている状況にあります。

参考

(1) 基本的感染対策

行政による関与がなくなるので、個人・事業者の判断による自主的な感染対策に取り組むことになりました。

	5月7日まで	5月8日から	
感染対策の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・個人の選択を尊重し、市民の自主的な取組をベースとしたもの	
政府の対応と根拠	・新型インフルエンザ法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、「人ととの距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」「換気」等	・基本的対処方針は廃止 ・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供	・行政による行動制限がなくなり、自主的な感染対策に取り組むことになりました。
事業者に関する取組	・事業者による業種別ガイドラインの作成 ・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	・業種別ガイドラインは廃止 ※業界が必要と判断した今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない ・事業者の判断、自主的な取組	

(2) ワクチン接種

65歳以上の高齢者など重症化リスクの高い人のみワクチン接種の協力を求める努力義務の対象者となりました。それ以外の方は、個人の判断に委ねられています。

	5月7日まで	5月8日から	
公的関与等	・公費負担 ・全ての方に努力義務を適用	・公費負担は継続 ・接種勧奨・努力義務は高齢者、基礎疾患有する人等に限定	・予防接種法に基づきワクチン接種の協力を求める努力義務の対象者は65歳以上の高齢者など重症化リスクの高い人のみに限定されました。(初回接種未接種の人は9月19日まで)
対象者、回数等	・R4年度からはじまったオミクロン株対応ワクチンの接種はR5.5.7まで	・春開始接種(5~8月) 65歳以上・基礎疾患・医療介護従事者 ・秋開始接種(9~3月) 初回接種(1~2回)終了者全員	

(3) 医療費

これまで、外来・入院ともに自己負担分を公費により支援していましたが、5類移行後は原則自己負担が生じています。

	5月7日まで	5月8日から	
公費支援	・医療費(外来・入院)の自己負担分を公費支援	・医療費は自己負担(コロナ治療薬と入院費用の一部の公費支援を継続)	・原則一般的診療と同様、自己負担が生じています。
	10月1日から		
		・コロナ治療薬は医療保険の負担割合に応じて一律の額を負担 ・入院費用の一部の公費支援を縮小	・R6.3月末までの措置となります。

(4) コロナ陽性判明

5類移行後は、感染症法上に基づき、行政が患者に対し、外出自粛を要請することはなくなりました。外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に、個人の判断に委ねられることになりました。

その判断のために必要な情報は国が示しています。

	5月7日まで	5月8日から	
コロナ陽性と判明した場合	<ul style="list-style-type: none">・体調悪化時に電話相談・一定期間、自宅やホテルで療養、健康観察	<ul style="list-style-type: none">・体調悪化時は医療機関を受診・電話相談は継続・自宅療養、宿泊療養、健康観察は終了	<ul style="list-style-type: none">・感染症法に基づき行政が患者に対し外出自粛を要請することはなくなり、季節性インフルエンザと同様に個人の判断に委ねられています。
療養期間	<ul style="list-style-type: none">・発症後7日間が経過するまで法律に基づく外出自粛を要請	<ul style="list-style-type: none">・発症後5日間が経過するまで外出を控えていただくことを推奨	
濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none">・同居家族は濃厚接触者として行動制限	<ul style="list-style-type: none">・濃厚接触者の特定なし(外出自粛は求められない)	

(5) 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、感染拡大防止のため、新しい生活様式が余儀なくされました。これまで気づかなかった新しい価値観が生まれ、ウィズコロナ・ポストコロナとして前向きな変化をもたらし、現在も実践されている新たな生活様式があります。

衛生意識の高まり	手洗い、手指消毒などの基本的な感染対策の実施
働き方の見直し	テレワーク勤務や時差出勤
会議開催方法の見直し	オンライン会議
利便性向上・業務効率化	非対面型対応(キャッシュレス決済、非接触型レジ、非接触型検温モニターなど)

(6) 行政サービスと日常生活

① 市主催等のイベント

基本的な感染対策を行いながら、通常どおりのイベントを開催しています。

	これまでの対応	現在
イベントの開催	<ul style="list-style-type: none">・中止・延期・オンライン開催	<ul style="list-style-type: none">・手洗いや換気などの基本的な感染対策を行いながら、通常どおりの開催
(藤まつり)	R2:中止 R3:オンライン開催 R4:オンライン開催	R5:通常開催

(大凧マラソン大会)	R2：中止 R3：中止 R4：中止	R5：通常開催 (種目減・定員減)
(大凧あげ祭り)	R2：中止 R3：中止 R4：無観客開催	R5：通常開催
(夏まつり)	R2：中止 R3：中止 R4：神輿展示	R5：通常開催

② 公共施設の利用

公共施設の利用にあっては、手洗いや換気などの基本的な感染対策を行いながら、通常どおりの定員、開館時間等で利用できます。

	これまでの対応	現在
各種制限等	・利用定員の制限 ・利用時間の制限 ・利用制限（大声を出さない等）	・手洗いや換気などの基本的な感染対策を行いながら、通常どおりの定員、開館時間等で利用可能

③ マスクの着用

	これまでの対応	現在
マスクの着用	・屋内でのマスクの着用を推奨	・個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねる。

④ 飲食店等の利用

	これまでの対応	現在
飲食店の利用	・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証店以外は午前5時から午後8時までの営業、かつ、酒類提供の自粛による利用制限	・認証制度が廃止され、利用制限無し

(6) 対策本部

5類移行に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第21条の規定に基づき、令和2年3月26日に設置された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は5月7日をもって廃止されました。

これに伴い、県対策本部及び本市対策本部についても同日をもって廃止されました。

しかしながら、5類移行による個人や事業者の判断材料として、今後も国は情報を示すとしていることから、府内においても、引き続き情報共有を図るための会議（春日部市新型インフルエンザ等対策連絡会議）を適宜開催し、市民への適切な周知を図っていきます。

2 市内の医療提供体制が円滑に運営されていること

市内の医療提供体制が円滑に運営されていることとは：

「市民が春日部市立医療センターをはじめ、市内医療機関に必要な時に必要な医療を受けることができる状態にあること」

※令和3年12月市議会定例会市長答弁

国では、5類移行後の医療提供体制は、必要となる感染対策や準備を講じつつ、国民の安心を確保しながら、幅広い医療機関で感染症患者が受診できる医療提供体制に向けて、これまで着実に移行が進められ、更に新型コロナの医療提供体制と通常医療の両立を強化し、通常の医療提供体制へ移行するとしています。

市内では、発熱等の症状が出た場合、61の医療機関で対応できる体制となっており、5類移行後、対応できる医療機関は増加し、医療提供体制の整備が進んでいます。

また、市立医療センターにおいても、現在、これまでのようにコロナ専用病棟を確保しての特別な受け入れ体制ではなく、病棟の個室単位での運用としているところであり、感染対策を徹底し、ベッドコントロールをしながら、コロナ患者の受け入れをしております。

現在の医療提供体制の状況から総合的に判断すると、市民が春日部市立医療センターをはじめ、市内医療機関において、必要な時に必要な医療を受けることができる状態になっております。

参考

(1) 医療提供体制

国では、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、5類移行後は、段階的に幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくとしています。

このため、感染症対策にこれまで対応してきた医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促すための取組を重点的に進め、幅広い医療機関で受診できる医療提供体制への移行が着実に進められ、更に新型コロナの医療提供体制と通常医療の両立を強化し、通常の医療提供体制へ移行するとしています。

	5月7日まで	5月8日から
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・入院措置などの行政の強い関与 ・限られた医療機関による特別な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い医療機関による自律的な通常の対応 ・行政は医療機関支援などの役割に
		<p style="text-align: center;">現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更に新型コロナの医療提供体制と通常医療の両立を強化し、通常の医療提供体制へ段階的に移行 ・入院医療体制 確保病床によらない形での受け入れを更に進めていく。 ・外来医療体制 外来対応医療機関数のほか、かかりつけ患者以外に対応する医療機関数を一層拡充する。

(2) 現在の感染者の状況

市内の新規感染者数は、5類移行後、全数把握から保健所別の定点把握による集計に変更されています。春日部保健所管内（春日部市・松伏町）の報告患者数は、5月中旬から徐々に増加し、8月上旬に減少したものの中旬以降再度、増加に転じましたが、9月中旬以降大幅に減少に転じました。最新（10/2～10/8）の定点当たりの報告数は7.22人であります。

(3) 新規感染者数の把握

5類移行後は、季節性インフルエンザと同様、新規感染者数の全数把握から「定点把握」に変更されます。

定点把握では、指定された医療機関のみが感染者数を報告するもので、厚生労働省や都道府県の毎日の公表はなくなり、国立感染症研究所が週に1回、流行状況を公表します。

	5月7日まで	5月8日から	
感染者数	・医師の届け出、本人の登録などに基づく全数報告	・全国約5,000の医療機関から定点報告	・新規感染者数は、季節性インフルエンザと同様、定点把握に変更され、毎日の公表はなくなり、週1回の流行状況の公表になりました。
入院者数・重傷者数	・年齢層や性別を把握	・全国約500か所の医療機関（病床300床以上）から基幹定点報告	・9月下旬以降（予定）
死者数	・年齢層や性別を把握	・今後検討	

(4) 県内の対応医療機関の公表

埼玉県では、発熱患者が迷わず、身近な診療所等で診療・検査が受けられるよう、新型コロナウイルス感染症などの診療・検査に対応できる医療機関を「埼玉県指定診療・検査医療機関（約1600）」として、これまで指定・公表してきましたが、5類移行の5月8日以降も公表を継続しています。

(5) 市内の医療体制

発熱等の症状がある方の診療等を行うことができる医療機関は、9月11日現在、埼玉県指定診療・検査医療機関として、61の医療機関があり、5類移行後増加しています。最近の状況を見ると、医療提供体制が整いつつある状況と言えます。

市立医療センターにおいても、現在、これまでのようにコロナ専用病棟を確保しての特別な受入れ体制ではなく、病棟の個室単位での運用をしているところであり、ベッドコントロールをしながら、感染対策を徹底し、コロナ患者の受入れをしているところです。

3 市内経済が安定した状況にあること

市内経済が安定した状況とは：

「市内事業者が、通常の事業活動を営めている状況を指すもの」

※令和3年12月市議会定例会市長答弁

- ・7月の日銀支店長会議では、景気の現状を総括して、既往の資源高の影響などを受けつつも、すべての地域で、景気は持ち直し、ないし、緩やかに回復している。前回の支店長会議開催時点（2023年4月）と比較すると、全9地域中3地域で総括判断を引き上げていると報告している。

「国内・関東県内・埼玉県の経済状況及び」

■最新の「日銀の地域経済報告（さくらレポート7/10）」では、

- ・景気の総括判断は既往の資源高の影響などを受けつつも、すべての地域で、景気は持ち直し、ないし、緩やかに回復している
- ・関東甲信越地域の景気は、持ち直している。【総括判断：横ばい】
- ・設備投資は持ち直している。
- ・個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに増加している。
- ・企業の業況感は改善している。雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

■最新の「内閣府の月例経済報告9/26」では、

我が国経済の基調判断として、景気は、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、持ち直している。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・生産は、持ち直しの兆しがみられる。
- ・企業収益は、総じてみれば改善している。
- ・企業の業況判断は、持ち直している。
- ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

■最新の「関東経済産業局管内の経済動向 9/20」では、

- ・管内経済は、持ち直している。
- ・個人消費は、緩やかな上昇傾向にある。
- ・雇用情勢は、持ち直している。
- ・設備投資は、前年度を上回る見込み。

■最新の「関東財務局：経済情勢報告（埼玉県分／R5年7月26日）」では、

- ・総括判断は、管内経済は、持ち直している。
- ・個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している。
- ・雇用情勢は、改善しつつある。
- ・企業収益は、5年度は減益見込みとなっている。
- ・埼玉県の総括判断は、持ち直している。

■最新の「埼玉県経済動向調査（R5年9月29日）」では、

- ・県経済は、緩やかに持ち直している。
- ・雇用は、改善の動きに足踏みがみられる。
- ・消費は、堅調に推移している。
- ・景況判断は、持ち直しの動きがみられる。

■市内経済の法人市民税の推移

- ・市内経済の動向を法人市民税の現年度分調定額の推移でみると、令和3年度は15億8,971万1千円、令和4年度は16億1,043万4千円と増加傾向。
(※令和5年度の数値は来年6月予定)
- ・直近の令和5年度の状況を9月末までの調定額の推移でみると、令和3年度は8億7,498万5千円、令和4年度は9億1,166万4千円、令和5年度は9億6,308万円で前年度比較5,141万6千円、5.6%の増となり増加傾向が続いている。

■市内有効求人倍率の状況

- ・市内の統計調査結果として月単位で把握しているのは、春日部公共職業安定所提供的春日部市内有効求人倍率のみとなっている。
- ・当該データでは、今年度に入り、直近3カ月の5月～7月の有効求人倍率は前年度同月比で同率ないし増加に転じている。

■県内（市内）の倒産状況

R5年	倒産件数	負債総額	R4年	倒産件数	負債総額
4-9月期	161件(3件)	166.86億円	4-9月期	137件(3件)	12,060.18億円

※カッコ内の数値は市内の倒産件数

■市内の商工業の状況（ヒアリング）については、

- ・現状では中小企業の約80%が人手不足の影響が一番強い。

※埼玉りそな特別調査（8/22発表：人手不足についてのアンケート調査）でも、『県内企業の8割以上で、人手不足の影響あり』となっている。

- ・特に製造業・建設業・サービス業への影響は大きい。

※埼玉りそな特別調査（8/22発表：人手不足についてのアンケート調査）でも、『個別の業種についてみると、「大きな影響がある」としたところが多いのは、「運輸・倉庫」50.0%、「建設」43.3%、「小売」42.9%、「金属製品」42.9%、「窯業・土石」40.0%、「サービス」36.7%など』となっている。

- ・物価高、原油高の影響もあるが、何しろ人手不足が大きな課題である。

- ・新型コロナ前より人材（従業員）が集まらない状況。

- ・越谷市も同様の傾向になっている。

5月8日の5類移行により、街には活気が戻ってきています。

また、各種経済報告を見ると、「緩やかに持ち直している」や「持ち直しの動き」などの表現が多く使われているものの、埼玉県経済動向調査「6月の特集【特集】経済人コメント」では、エネルギー価格を中心とした物価の上昇は続いている、さらにコロナ以前からの課題である人手不足も深刻化し、中小事業者の経営環境は依然として厳しい状況が続いているとのコメントもあります。

しかしながら、これらの主な要因は、物価高騰・人手不足等による影響が安定した経済を鈍化させているものであり、コロナによる経済状況への影響はほとんどなくなってきたと言えます。

■最新の埼玉県経済動向調査及び埼玉りそな企業経営動向調査より

埼玉県経済動向調査「8月のトピック【埼玉県内設備投資動向調査より】」では、「計画有り」が69.7%、3年連続で増加し、コロナ禍前の水準まで持ち直すと記されています。

また、埼玉りそな「8/9発表の県内企業経営動向調査」では、国内景気のBSI^{*}が4年9カ月ぶりにプラスに転じ、売上・利益も2四半期連続で改善と記されています。その背

景には、5月の新型コロナの感染症法上の分類の5類への移行や、今年度の賃金引き上げ幅が大きかったことなどから、物価上昇が続くなかにおいても、経済活動が活発化したことを受け、大幅な改善につながったとみられる。とも記されています。

※B S I = 景況判断指数（景気の方向性についてそれ以前と比べて良くなったか否かを表すもの）

■市内の実態調査・アンケートの考え方

- ・実態調査やアンケート等について検討した結果、客觀性・正確性・妥当性が重要となることから、このデータを示す必要性を考慮すると、国、県、銀行等が公表しているデータを活用するものとします。なお、市内商工業関係者にヒアリングを行った状況とデータが合致していることも確認できました。

各種統計調査の結果や市内の法人市民税、有効求人倍率、倒産件数など総合的な見地から検討を行った結果、市内経済が安定してきたと判断でき、市内事業者が通常の事業活動を営めている状況にあります。

